

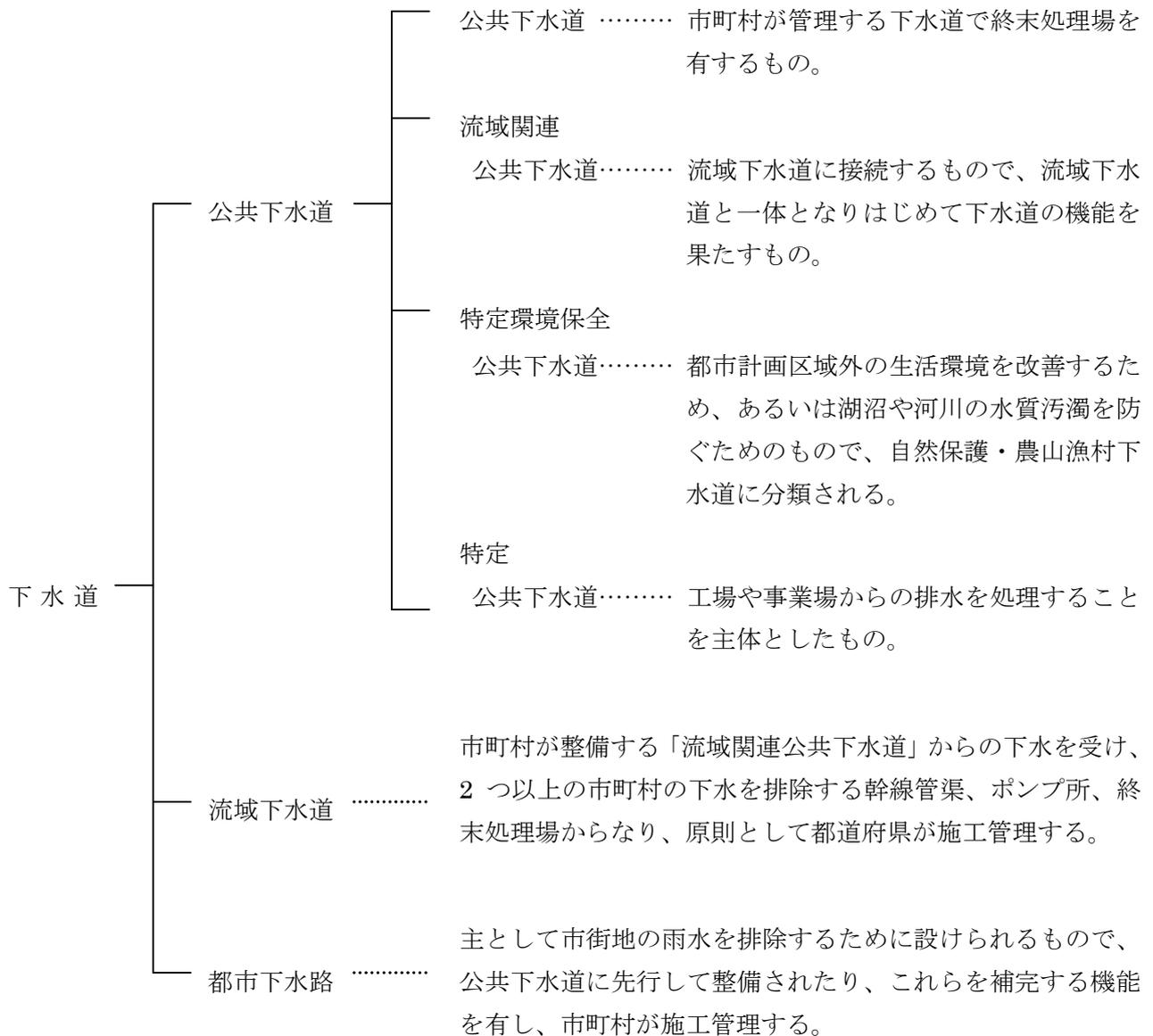
武蔵野市の下水道

武蔵野市都市整備部下水道課

下水道の目的

下水道は、下水を速やかに排除することにより、生活環境の改善や公衆衛生の向上を図り、国民生活の基本的な生活水準を確保するための施設であるとともに、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全や浸水被害の防除を図るために欠かすことのできない施設である。

下水道の種類



目 次

1. 武蔵野市の概要	1
(1) 位置	1
(2) 地勢	1
(3) 人口	2
2. 下水道事業のあゆみ	3
(1) 普及状況	3
(2) 財政状況	6
3. 下水道計画のあらまし	8
(1) 基本計画	8
(2) 排除方式と排水処理系統	10
4. 武蔵野市と流域下水道	13
(1) 多摩川流域下水道	13
(2) 荒川右岸東京流域下水道	13
5. 流域別下水道整備総合計画	15
6. 武蔵野市下水道総合計画	17
7. 維持管理	21
(1) 管路施設の管理	21
(2) 水質規制	23
8. 排水設備と水洗化	29
(1) 排水設備の設置義務	29
(2) 市指定排水設備工事事業者と排水設備工事責任技術者	29
(3) 水洗化	29
(4) 下水道使用料	30
(5) 処理委託経費	32
(6) 水洗化の促進	33
9. 今後の事業課題	34
(1) 公共下水道の整備	34
(2) 汚水処理の送水先	34
(3) 管渠の老朽化対策（再構築）	34
(4) 浸水対策	34
(5) 管渠の耐震化対策	35
(6) 合流式下水道の改善	35
(7) 下水道使用料の見直し	36
10. 組織及び分掌	37

参考資料

(3) 人口

武蔵野市は、明治22年の町村制施行に伴い、人口約3,000人の武蔵野村として始まり、その後、昭和3年には武蔵野町となり、人口は約13,000人となった。

昭和13年に中島飛行機武蔵野製作所が開設され、周辺に工員住宅等が建設されたことにより、昭和16年には町制を施行した昭和3年に比べ、人口は約4倍の50,000人に増加した。

昭和22年に市制が施行され、武蔵野市の人口は約63,000人となった。昭和30年代に入って、緑町、桜堤と相次いで公団住宅が建設され、昭和37年には125,000人と倍増した。その後、昭和40年代半ばからは、地価の高騰等により人口増加は緩やかになり、以降は135,000人前後で横ばい状態となり現在に至っている。

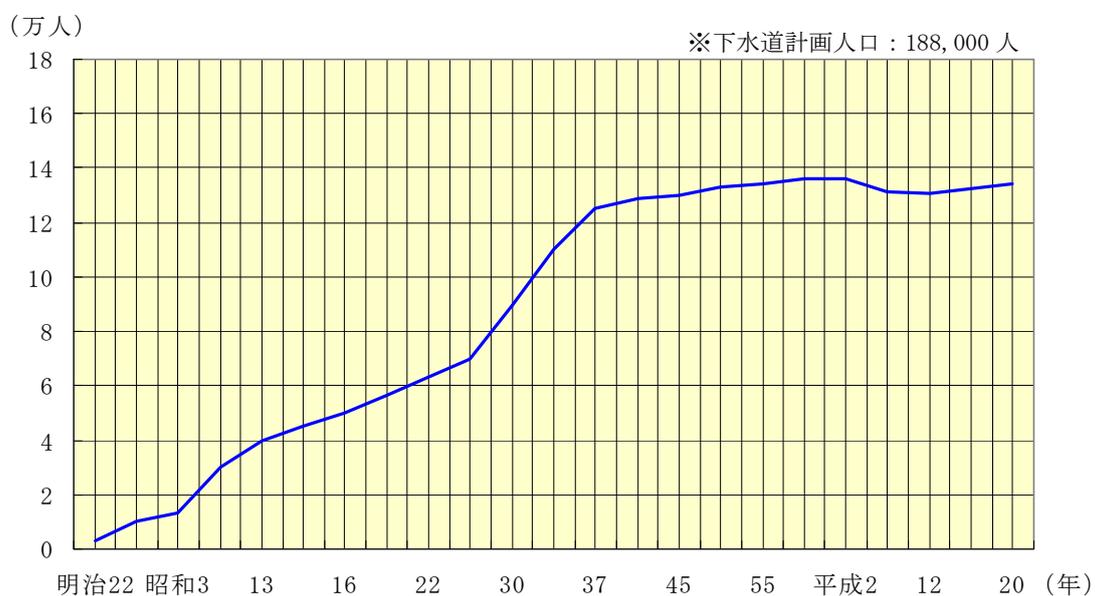


図-2 人口の推移

2. 下水道事業のあゆみ

(1) 普及状況

武蔵野市は、昭和24年に下水道整備の調査・計画を開始し、昭和26年3月19日に市域1,103haのうち、善福寺川・神田川・石神井川の3排水区782haを都市計画決定した。また、同年12月14日にJR吉祥寺駅周辺39haの事業認可を取得し、下水道事業に着手した。この計画は、吉祥寺駅周辺の雨水対策として、吉祥寺東町4丁目にポンプ場を建設し、ポンプによって雨水を神田川に排水するための事業であった。

昭和31年、武蔵野市下水道条例を制定し、翌年には下水道使用料の徴収を開始した。

昭和43年、東京都三多摩地区総合排水計画が策定され、武蔵野市の境・境南町・桜堤一、二丁目地域は流域下水道で、石神井川排水区は広域下水道として処理されることとなった。また、同年野川流域下水道の施行について、東京都と関係各市の間で協議が成立し、武蔵野市の境・境南町・桜堤の一部が野川排水区として処理されることとなった。

昭和40年4月、下水道事業の一層の進展と施設の適正な管理運営を図るため、下水道条例の全部を改正した。また、昭和44年12月10日に東京都と「下水処理事務の委託に関する規約」が成立し、森ヶ崎処理系統完成までの間、暫定的に落合水再生センターで処理することとなった。

昭和45年、受益者負担金制度を採用した。これにより、財源確保の見込みがついたこと、また、市民の下水道への要望の高まりを踏まえ、昭和46年度には第三次下水道整備5ヵ年計画による整備計画が策定された。この計画により、市域を武蔵野第一（善福寺川・神田川排水区）・武蔵野第二（野川排水区）・武蔵野第三（石神井川排水区）の3処理区に分けて整備することとなった。

昭和47年4月1日、武蔵野第二処理区を多摩川左岸野川流域下水道関連公共下水道とし、昭和51年4月1日、武蔵野第三処理区を荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道として、それぞれ事業認可を取得し、整備に着手した。

昭和62年4月、桜堤三丁目（武蔵野第三処理区の一部23ha）の処理開始を最後に、市全域水洗化可能となった。

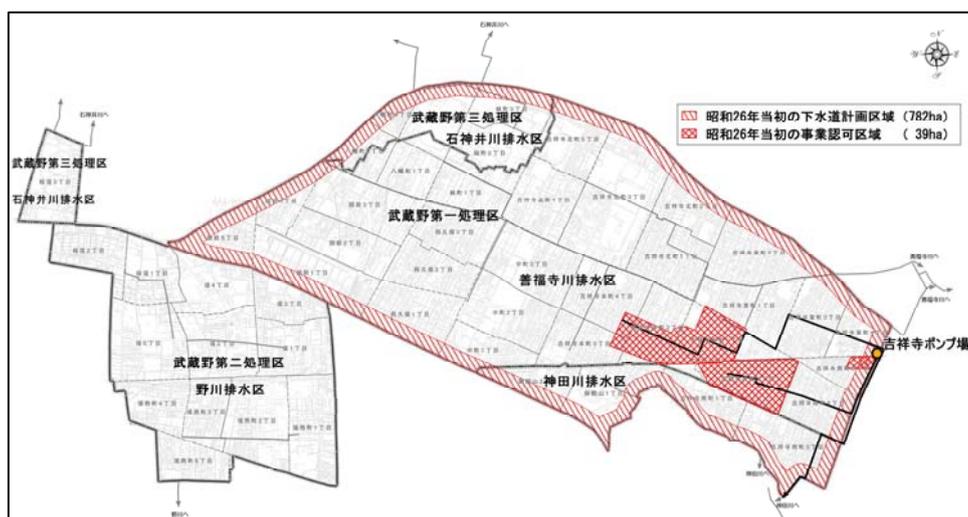


図-3 下水道事業第一期計画区域図

表-1 処理区域の概要

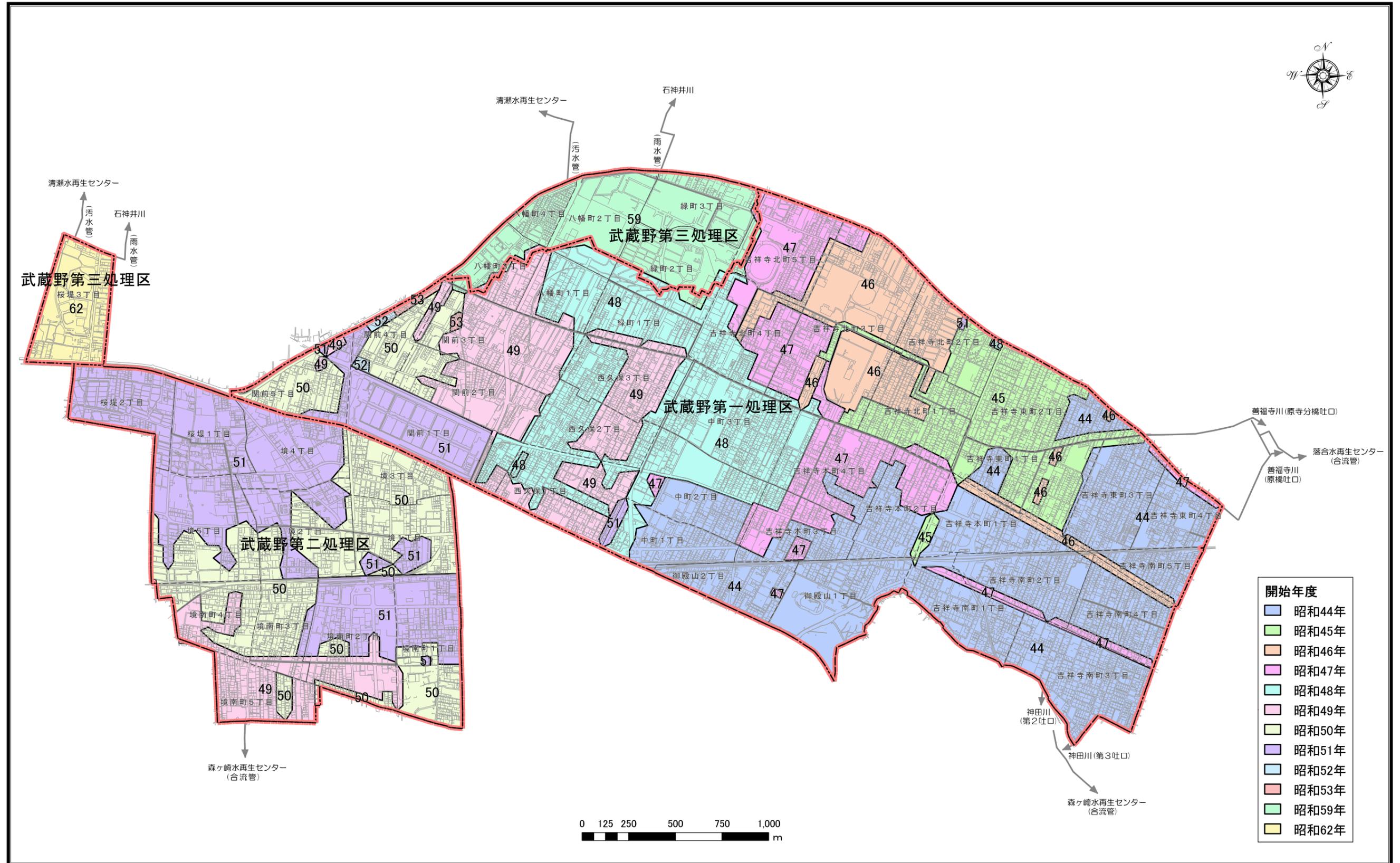
処理区名	処理方法	排水面積 (ha)	公共下水道の種別	処理開始年月日
武蔵野第一処理区	合流式	727	単独公共下水道 (区部流入)	昭和45年1月1日
武蔵野第二処理区	合流式	256	多摩川左岸野川流域下 水道関連公共下水道	昭和49年4月1日
武蔵野第三処理区	分流式	90	荒川右岸東京流域下 水道関連公共下水道	昭和59年7月5日

※第三処理区(90ha)の雨水排水は、接続先である西東京市の公共下水道(雨水幹線)が未整備のため、在来下水道で暫定的に石神井川に放流している。

表-2 年度別水洗化状況

項目 年度	都市計画面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	普及率(ha) (%)	1月1日の住民基本 台帳による総人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
昭和44年度	1,103.20	248.88	22.6	134,511	56	0.1
昭和45年度	1,103.20	316.48	28.7	136,212	10,580	7.8
昭和46年度	1,103.20	378.58	34.3	136,326	24,476	18.0
昭和47年度	1,103.20	464.78	42.1	136,496	34,470	25.3
昭和48年度	1,103.20	587.88	53.3	135,951	48,478	35.7
昭和49年度	1,103.20	710.40	64.4	136,510	59,914	43.9
昭和50年度	1,103.20	843.69	76.5	135,379	81,785	60.4
昭和51年度	1,103.20	1,006.70	91.3	134,934	103,355	76.6
昭和52年度	1,103.20	1,008.18	91.4	134,734	112,484	83.5
昭和53年度	1,103.20	1,009.79	91.5	134,360	117,952	87.8
昭和54年度	1,103.20	1,009.79	91.5	135,225	119,716	88.5
昭和55年度	1,103.20	1,009.79	91.5	134,337	120,174	89.5
昭和56年度	1,103.20	1,009.79	91.5	132,679	118,924	89.6
昭和57年度	1,103.20	1,009.79	91.5	132,663	118,958	89.7
昭和58年度	1,103.20	1,009.79	91.5	133,063	119,900	90.1
昭和59年度	1,103.20	1,080.06	97.9	134,590	129,927	96.5
昭和60年度	1,103.20	1,080.06	97.9	135,223	131,026	96.9
昭和61年度	1,103.20	1,080.06	97.9	136,344	132,602	97.3
昭和62年度	1,103.20	1,103.20	100.0	136,637	133,619	97.8
昭和63年度	1,103.20	1,103.20	100.0	136,291	133,975	98.3
平成元年度	1,103.20	1,103.20	100.0	135,758	133,778	98.5
平成2年度	1,103.20	1,103.20	100.0	135,923	134,058	98.6
平成3年度	1,103.20	1,103.20	100.0	135,594	134,266	99.0
平成4年度	1,103.20	1,103.20	100.0	135,519	134,402	99.2
平成5年度	1,103.20	1,103.20	100.0	133,916	132,891	99.2
平成6年度	1,103.20	1,103.20	100.0	133,008	132,192	99.4
平成7年度	1,103.20	1,103.20	100.0	131,310	130,524	99.4
平成8年度	1,103.20	1,103.20	100.0	131,021	130,267	99.4
平成9年度	1,103.20	1,103.20	100.0	130,308	129,623	99.5
平成10年度	1,073.00	1,073.00	100.0	130,720	130,220	99.6
平成11年度	1,073.00	1,073.00	100.0	131,111	130,616	99.6
平成12年度	1,073.00	1,073.00	100.0	130,747	130,406	99.7
平成13年度	1,073.00	1,073.00	100.0	131,345	131,005	99.7
平成14年度	1,073.00	1,073.00	100.0	131,466	131,138	99.8
平成15年度	1,073.00	1,073.00	100.0	131,675	131,355	99.8
平成16年度	1,073.00	1,073.00	100.0	131,287	130,980	99.8
平成17年度	1,073.00	1,073.00	100.0	132,179	131,904	99.8
平成18年度	1,073.00	1,073.00	100.0	133,722	133,697	99.9
平成19年度	1,073.00	1,073.00	100.0	134,074	134,051	99.9
平成20年度	1,073.00	1,073.00	100.0	134,253	134,230	99.9

図-4 公共下水道処理開始状況図



(2) 財政状況

1) 下水道事業費

武蔵野市の下水道は、昭和 27 年度から工事を開始し、昭和 42 年度に第二次下水道整備 5 ヶ年計画が策定されて以降、管渠の整備が順調に行われ、昭和 62 年には普及率 100%を達成している。建設のピークであった昭和 50 年度頃までは、建設費が事業費の大部分を占めていたが、現在は総務費等が事業費の大部分を占めている。

事業着手から平成 20 年度までの下水道特別会計における総歳出額は、約 831 億円で、下水道事業には膨大な資金を必要とするため、国庫支出金・都支出金・市債等による財源の確保が重要な役割を果たしている。

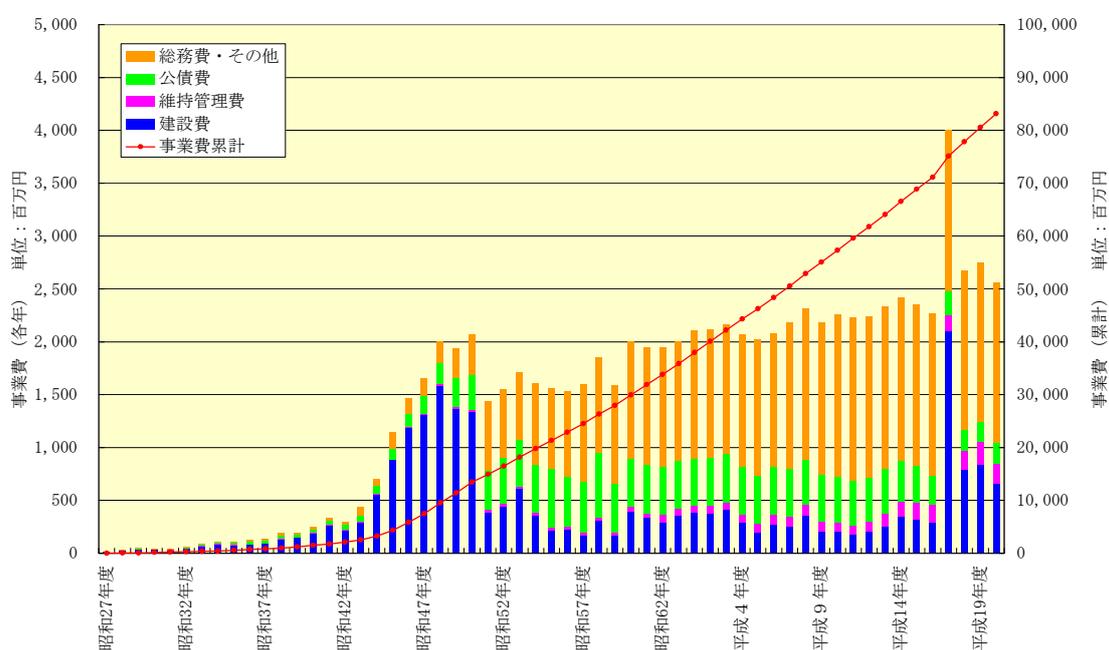


図-5 下水道事業費の推移

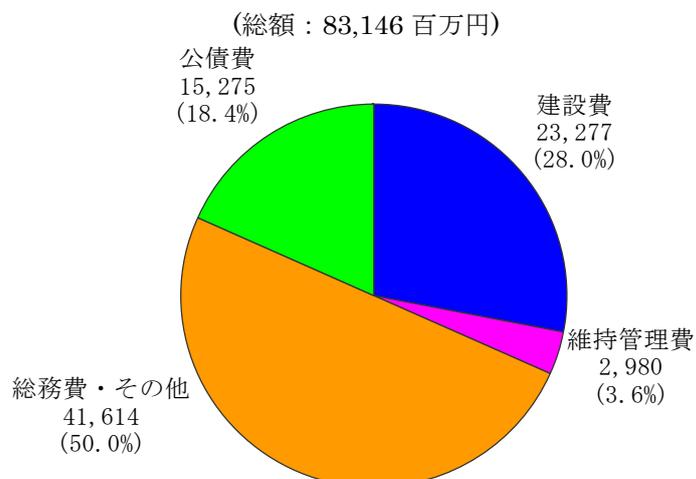


図-6 下水道特別会計における総歳出額

2) 建設費

下水道施設の建設費は、事業着手から現在までに約 233 億円が投じられ、約 251km の管渠やポンプ場が建設されている。

また、流域下水道への建設負担金として、これまでに約 50 億円が支払われている。

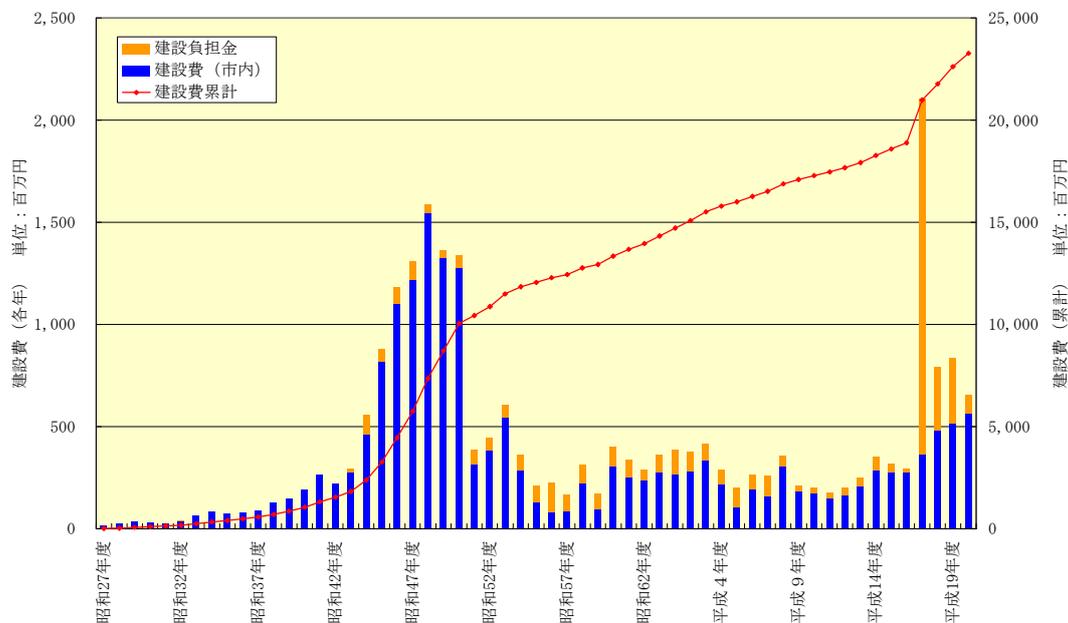


図-7 建設費の推移

3) 維持管理費

管渠やポンプ場等の維持管理費は、ここ数年では年間約 1 億 3 千万円となっており、そのうち東京都や三鷹市へ支払う維持管理負担金が 85%前後を占めている。

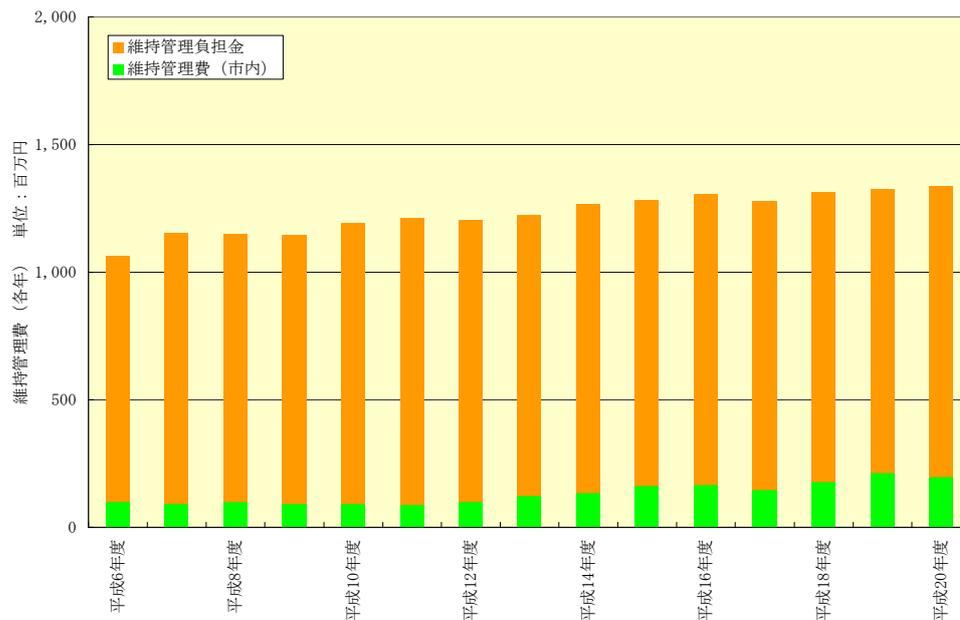


図-8 維持管理費の推移

3. 下水道計画のあらまし

(1) 基本計画

1) 計画面積

下水道計画面積は、当初 1,103ha で計画したが、平成 10 年 2 月 27 日、1,073ha に都市計画変更し、平成 12 年 2 月 28 日に事業認可変更を行った。

2) 計画人口

下水道の計画人口は、昭和 42 年に過去の統計をもとに、武蔵野市の都市形態に適合している最小自乗法で 20 年後を推計し、18 万 8 千人とした。

(東京都の流域別下水道整備総合計画においては、13 万 1 千 3 百人と推定している。)

3) 計画汚水量

1 人 1 日最大給水量を汚水量と推定し、過去の給水量をもとに最小自乗法により 20 年後の汚水量を推計し、1 人 1 日最大汚水量を 540ℓ とした。

平均汚水量は、日最大汚水量の 80%に当たる 430ℓ、時間最大汚水量は、日最大汚水量の 1 時間当たりの 50%増の 810ℓ とした。

ただし、野川排水区・石神井排水区については、流域下水道計画との関連で 1 人 1 日最大汚水量を野川排水区 320ℓ(平均汚水量 260ℓ・時間最大汚水量 420ℓ・地下水 40ℓ)、石神井川排水区 400ℓ(平均汚水量 320ℓ・時間最大汚水量 600ℓ・地下水 40ℓ・工場排水 307m³/日) とした。

管渠断面決定に際しては、将来を考慮して余裕を見込むこととした。

表-3 排水系統別計画表

排水区名	排水面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /日)	主要な管渠延長 (m)	摘要
善福寺川	641.0 (659.0)	112,000	60,480	10,960	1～12 分区
神田川	86.0 (88.0)	13,000	7,020	1,770	1～2 分区
野川	256.0 (263.0)	45,000	16,200	2,241	1～2 分区
石神井川	90.0 (93.0)	18,000	8,227	汚水 1,250 雨水 990	1～2 分区
計	1,073.0 (1,103.0)	188,000	91,927	17,211	

※排水面積の () 内は、当初計画の数値。

4) 計画雨水流出量

計画雨水流出量の算出方式には、合理式を採用した。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流出量 (m³/s)

C : 雨水流出係数

I : 降雨強度 (mm/hr)

A : 排水面積 (ha)

I : 降雨強度

武蔵野市においては、東京都下水道流入区域として計画された関係上、1 時間 40mm の降雨強度を採用していたが、市街地の発展に伴い、昭和 44 年に浸水等の防止の安全度を見込んで降雨強度を 1 時間 50mm とした。

降雨強度公式は、タルボット型を採用し、東京都と同様にした。

$$I = \frac{5,000}{40 + T}$$

I : 降雨強度(mm/h)

T : 流達時間(min)

C : 雨水流出係数

都市計画用途地域を基本として建ぺい率を算定し、道路についても将来の道路率を考慮して、排水区域を構成する工種別の面積百分率をもとに、工種別基礎流出係数の標準値を用いて算定した。

雨水流出係数が最小の排水区は、善福寺川排水区 7 分区と神田川排水区 1 分区の 0.51 で、最大の排水区は、善福寺川排水区 9 分区の 0.72 である。全市域の平均は、0.58 となっている。

表-4 工種別基礎流出係数

工 種 別	基礎流出係数
屋 根	0.90
道 路	0.85
間 地	0.20
公 園	0.10

(2) 排除方式と排水処理系統

武蔵野第一、第二処理区は、雨水排除に利用し得る系統的な側溝、水路がなく、既成市街地の道路は、狭小のうえ埋設物が輻輳し、施工性及び費用対効果を考慮して合流式を採用した。また、武蔵野第三処理区については、流域下水道計画に整合させるため分流式とした。

表-5 排水処理系統の概要

処理区名	排水区名	処理系統	系統のあらまし
武蔵野第一処理区	善福寺川排水区	東京都善福寺川幹線を経て落合水再生センターへ。 将来は烏山幹線を経て森ヶ崎水再生センター※と野川第一幹線を経て野川水再生センターへ。	森ヶ崎処理系統完成まで、暫定的に落合水再生センターで処理を行う協議が東京都と成立し、昭和45年1月1日より処理を開始。 善福寺川排水区は、杉並区の新宿分橋及び原橋付近に雨水吐口を設け、雨水は善福寺川へ、汚水は善福寺川幹線を経て落合水再生センターへ流入。
	神田川排水区	井の頭ポンプ場（三鷹市と共同設置）へ流入後、烏山幹線を経て森ヶ崎水再生センターへ。	神田川排水区は、神田川上流部に雨水吐口を設け、雨水は神田川へ、汚水は神田川を横断して三鷹市に入り、井の頭ポンプ場により三鷹市の汚水と共に善福寺川原橋系へ圧送されていたが、現在は烏山幹線を経て森ヶ崎水再生センターへ流入。
武蔵野第二処理区	野川排水区	多摩川流域下水道野川第一幹線を経て森ヶ崎水再生センターへ。	昭和47年度末に野川第一幹線が完成し、昭和49年4月1日より処理を開始。 雨水は平成3年野川第二幹線の完成に伴い、公共下水道側の分水人孔により、野川第二幹線を経て野川に放流。 流域下水道の関係市は、狛江市・府中市・調布市・三鷹市・小金井市・武蔵野市の6市。
武蔵野第三処理区	石神井川排水区	荒川右岸東京流域下水道黒目幹線を経て清瀬水再生センターへ。	流域下水道計画の関連から分流式とし、西東京市の公共下水道を経て黒目幹線に接続し、昭和57年7月5日より処理を開始。 雨水は、在来管により石神井川に放流。 流域下水道の関係市は、清瀬市・東村山市・東久留米市・西東京市・小平市・小金井市・東大和市・武蔵村山市・武蔵野市の9市。

※善福寺川排水区の汚水は、平成9年5月に承認された「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」では野川処理場（仮称）に流入と規定されている。

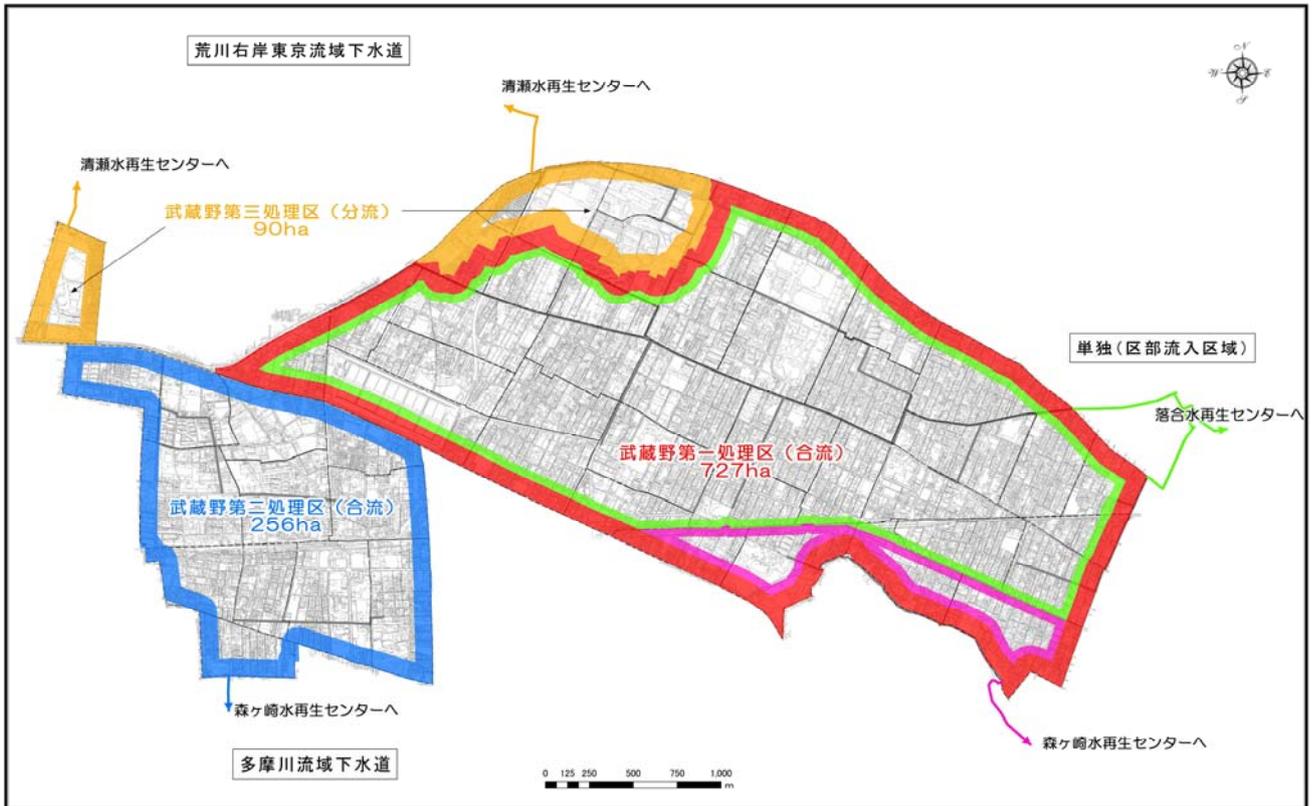


図-10 現況汚水排水系統図

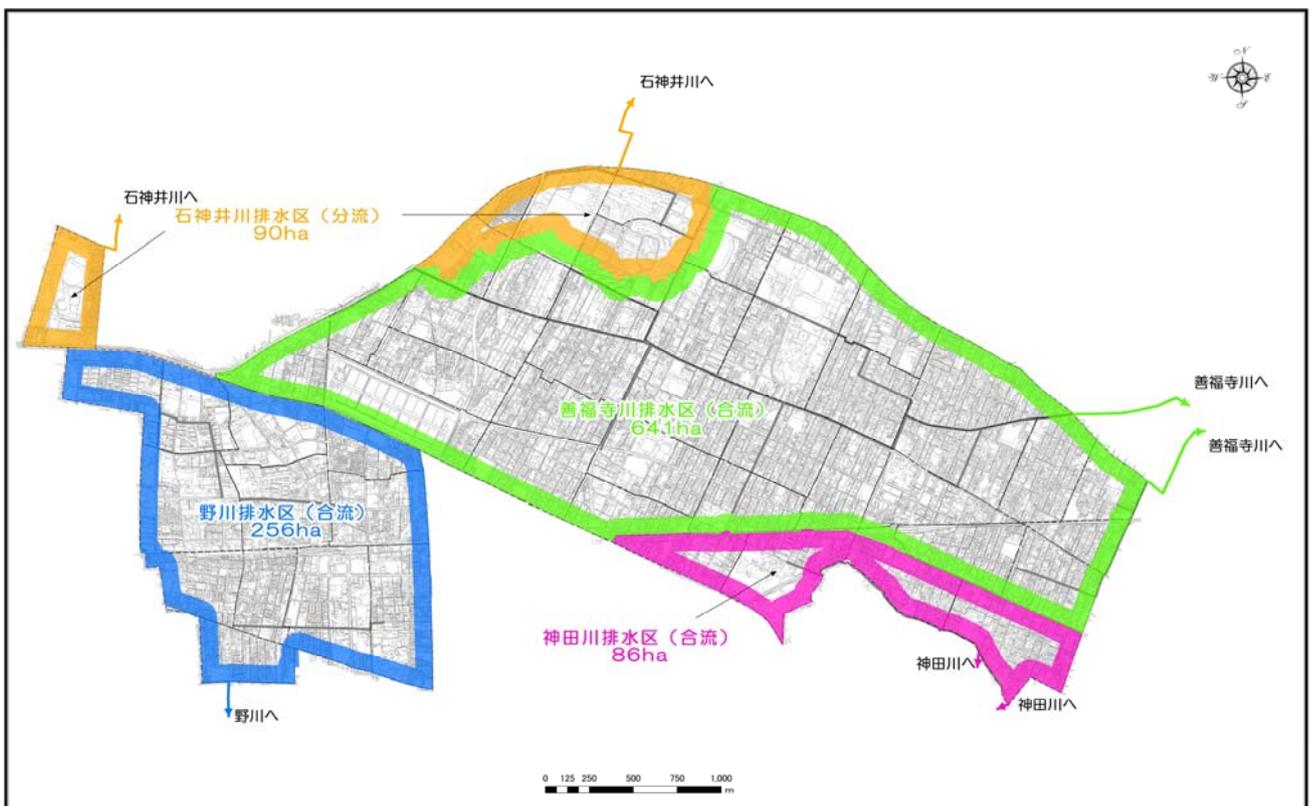


図-11 現況雨水排水系統図

4. 武蔵野市と流域下水道

流域下水道とは、2つ以上の市町村の区域より排除される下水を受けて、終末処理場にて処理するために、都道府県が管理する下水道施設をいう。

現在武蔵野市の面積のうち、約32%に当る346haの下水は、多摩川流域下水道（境・境南町）と荒川右岸東京流域下水道（桜堤の全域、吉祥寺北町・八幡町・緑町の各一部）という系統の異なる2つの流域下水道によって処理されている。

また、平成21年7月に行われた流域別下水道整備総合計画の見直しにより、武蔵野第一処理区266ha（関前・中町・西久保の全域、吉祥寺北町・八幡町・緑町の各一部）の下水についても、多摩川流域下水道によって処理されるように計画されている。

(1)多摩川流域下水道

武蔵野第二処理区（256ha）が多摩川流域下水道野川処理区に含まれる。また、流域別下水道整備総合計画の見直しにより、武蔵野第一処理区の一部（266ha）についても、野川処理区に含まれる計画である。野川処理区は、計画面積4,491ha、計画人口584,700人、計画汚水量298,400m³/日である。

昭和47年度に野川第一幹線（污水管：⊙1,800～⊙2,400mm、L=14,790m）が完成し、関係6市（府中市、調布市、小金井市、三鷹市、狛江市、武蔵野市）の汚水は、森ヶ崎水再生センターで処理されるようになった。

また、雨水排水については、平成6年度に野川第二幹線（雨水管：⊙4,300～⊠7,000×4,000mm×2、L=4,110m）が完成し、関係3市（小金井市、三鷹市、武蔵野市）の雨水は、野川に放流されている。

(2)荒川右岸東京流域下水道

武蔵野第三処理区（90ha）が荒川右岸東京流域下水道荒川右岸処理区に含まれる。荒川右岸処理区は、計画面積8,043ha、計画人口683,500人、計画汚水量320,100m³/日である。

昭和47年度から事業に着手して昭和56年11月に清瀬水再生センターの一部が稼動し、昭和59年7月に90haのうち68ha（八幡町・緑町・吉祥寺北町の一部）が、昭和62年に残り22ha（桜堤三丁目）が処理開始となった。

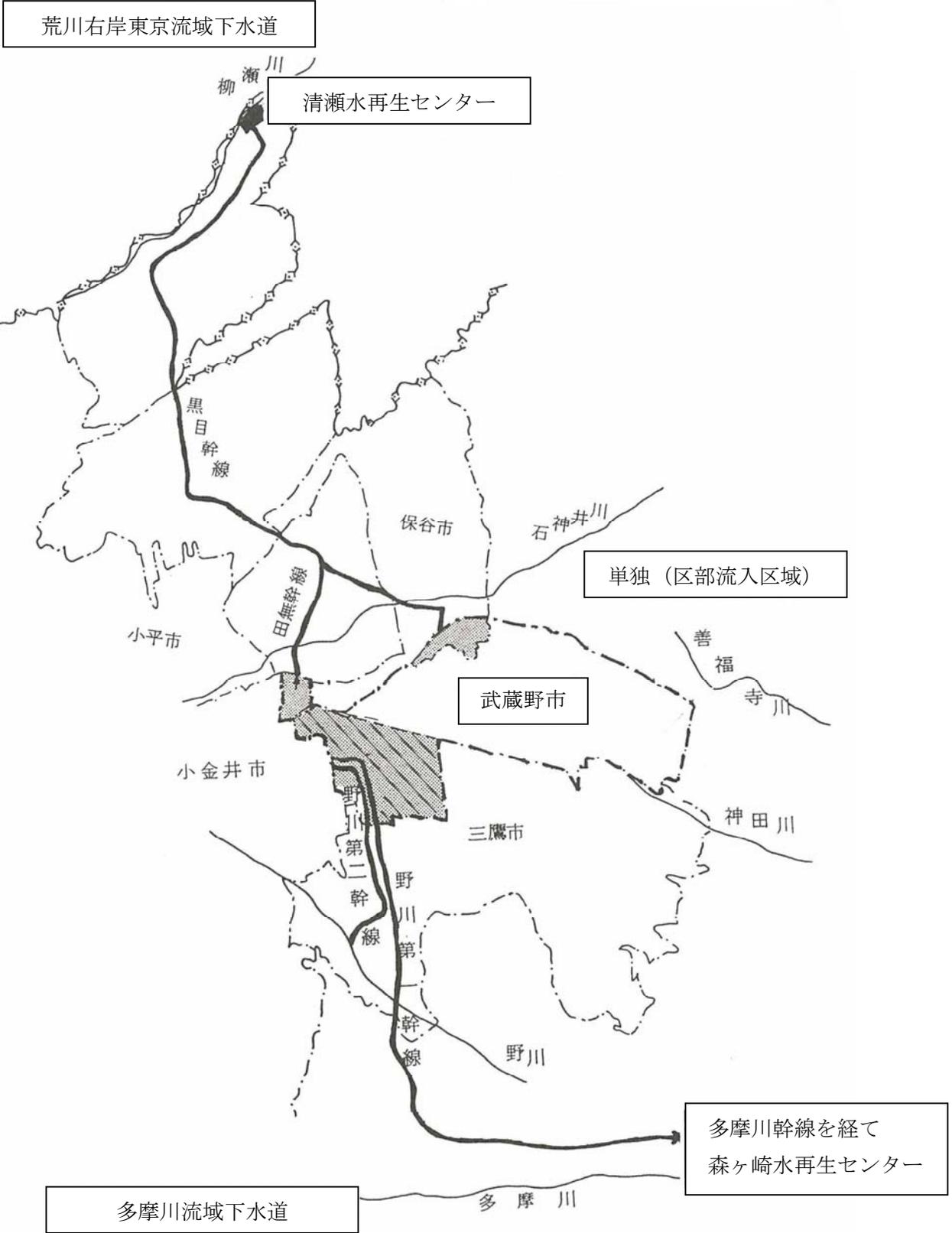


図-12 流域下水道系統図

5. 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域において、下水道法第2条の2に基づいて策定された当該水域に係わる下水道整備に関する総合的な基本計画であり、河川・湖沼・海域等の公共用水域の水質基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置付けられている。

東京都においては、昭和48年から多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の調査を行い、下水道計画の基本方針を明らかにした。

計画目標年次は、平成7年度を想定し、処理場をはじめとした数多くの案が検討され、昭和55年3月「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」について、下水道法第2条の2の規定により建設大臣（現国土交通大臣）の承認を受けた。

その後、人口、産業等の基礎フレーム、河川流量、汚水量の見直しが必要となり、平成6年に1回目の見直しが行われ、平成9年5月に建設大臣の承認を受けたが、平成17年に閉鎖性水域（東京湾等）の水質を改善するため下水道法の改正があり、流域別下水道整備総合計画に窒素、リンの削減目標等を設定することが法律で義務付けられた。これを受けて、平成21年7月、約10年ぶりに計画の見直しが行われた。

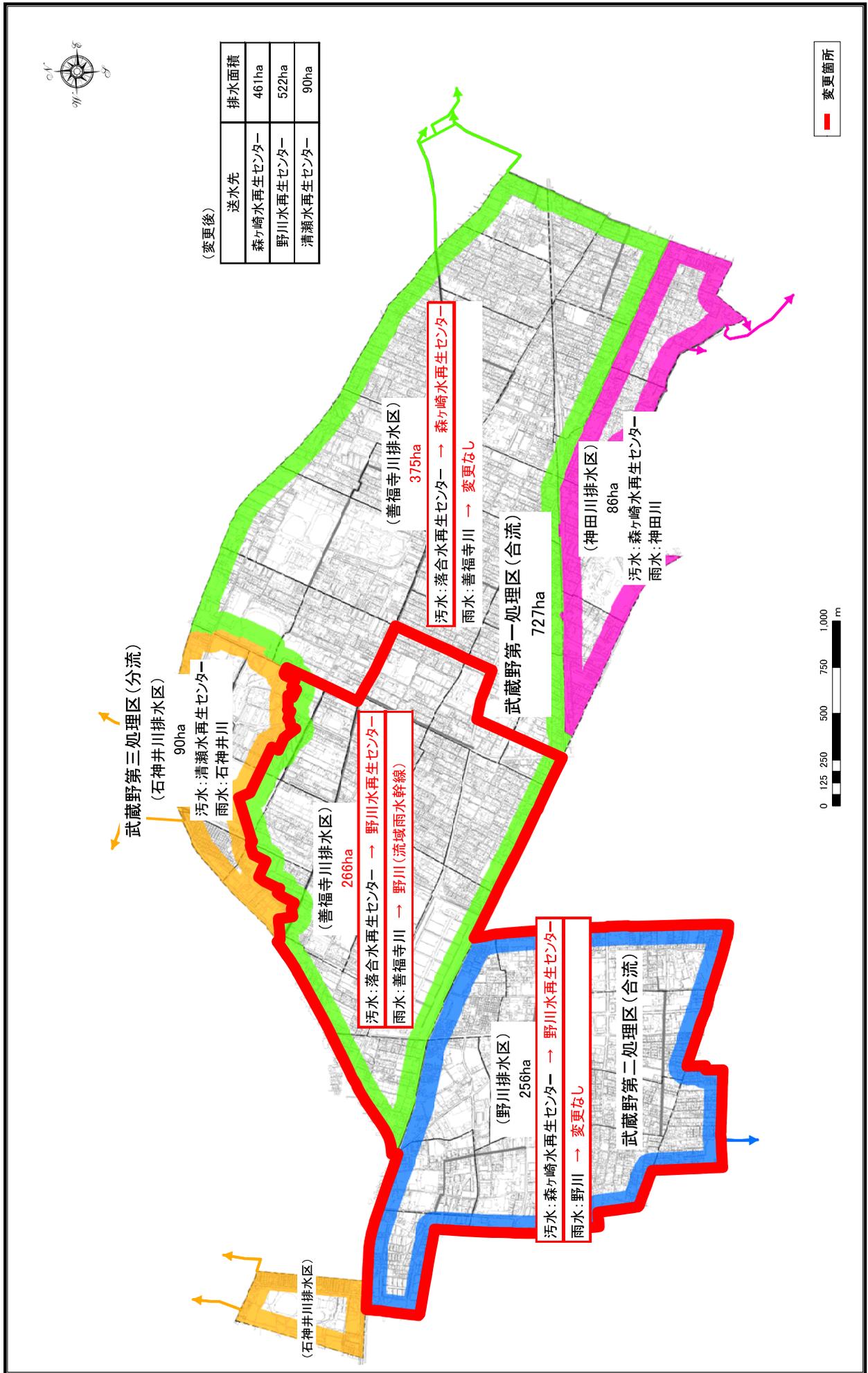
計画の主な変更点は、①計画汚水量の見直し、②窒素、リン、CODの目標水質を新たに設定、③老朽化した処理場がある市の単独処理区（八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区）を流域下水道へ編入、であり、広域化によるスケールメリットを活かし、効率的に多摩川や東京湾等の公共用水域の水質改善を行っていく計画である。

表-6 多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の経緯

区分	基準年度	目標年度	調査期間	承認或いは同意等
当初計画	昭和51年	昭和70年 (平成7年)	昭和51年 ～昭和70年	昭和55年
第1回 見直し計画	昭和63年	平成22年	昭和63年 ～平成22年	平成9年
第2回 見直し計画	平成16年	平成36年	平成16年 ～平成36年	平成21年

※基準年度とは、調査実施年度（通常、特に注意のない場合は「現況」と呼ぶ）のことである。

図-13 汚水の送水先の変更



6. 武蔵野市下水道総合計画

武蔵野市の下水道は、昭和 62 年に普及率 100%を達成し、市民の生活環境の改善や浸水の防除等に大きく貢献してきた。しかしながら、近年の局所的豪雨による都市型水害や地震に対するリスクが増大し、さらに、良好な水環境の保全・創出や下水道施設の老朽化への対応等、下水道に対するニーズが多様化する中で、安定した質の高いサービスの持続的な提供が求められている。

本市の下水道が抱える課題は、浸水対策、地震対策、合流改善、老朽化対策等の他、汚水処理送水、臭気対策等多岐にわたり、それぞれ個別の計画や対応が図られている。これら個別の計画は、策定時期や目標年次等の違いにより、優先度や範囲について横並びに比較することが難しく、事業執行時に支障を来すことが考えられる。

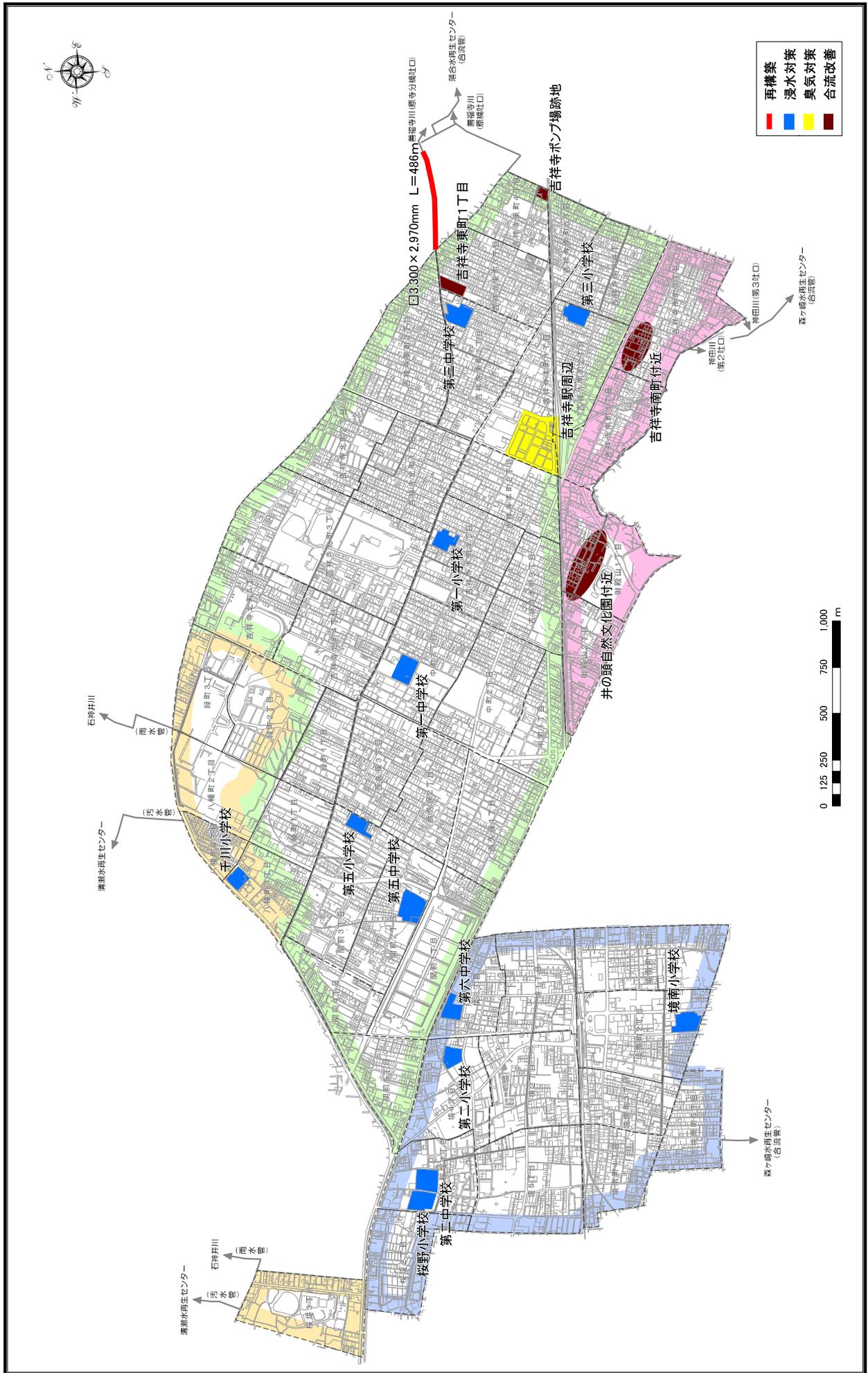
また、一体的な対応（例えば浸水対策と合流改善、地震対策と老朽化対策等）による効果的整備の可能性を考慮すれば、個別の計画を縦割りの実行することは、多重投資を招くリスクを有している。

本計画は、これまで単体の事業として進めてきた浸水対策や合流改善、地震対策、老朽化対策、臭気対策等の各種事業の上位計画として位置付けられ、これらの事業を総合的に推進していくため、今後の下水道の基本的な方針や施策の方向性を示すものである。

表-7 事業計画一覧表

項目	施策・事業費（百万円）					H21～40 合計	
	短期計画（H21～H25）		中期計画（H26～H30）		長期計画（H31～H40）		
1. 下水道計画の推進	①管渠整備	518	①管渠整備	250	①管渠整備	500	8,088
					②神田川雨水放流幹線	185	
					③善福寺川雨水放流幹線	6,396	
					④バイパス管整備	207	
					⑤ポンプ施設整備（更新）	32	
	計	518	計	250	計	7,320	
2. 下水道の再構築	①再構築 対象延長:486m	1,835	①再構築 対象延長:7,420m	8,955	①再構築 対象延長:15,247m	7,469	18,259
3. 浸水対策	①学校への貯留浸透施設の設置（小中学校）	636					636
4. 下水道の耐震化	①マンホール・本管接合部の耐震化	131					131
5. 下水道臭気対策	①PR活動・対策案の実施（助成）	15	①PR活動・対策案の実施（助成）	15			30
6. 広域的な汚水処理	①流域建設負担金	500	①流域建設負担金	500	①流域建設負担金	1,000	7,000
					②流域幹線への接続管渠整備	5,000	
	計	500	計	500	計	6,000	
7. 合流式下水道の改善	①貯留槽の設置（吉祥寺東町1丁目）	3,067	①放流水質調査	10	①放流水質調査	20	4,763
	②貯留槽の設置（吉祥寺ポンプ場跡地）	500					
	③貯留管の設置（井の頭自然文化園付近）	1,011					
	④貯留管の設置（吉祥寺南町付近）	135					
	⑤スクリーンの設置	10					
	⑥放流水質調査	10					
計	4,733		10		20		
合計	8,368		9,730		20,809		38,907

図-14 平成21年度～平成25年度 事業実施予定箇所図



7. 維持管理

下水道は、計画の策定から供用開始に至るまでに長い歳月と巨額の投資が要求される事業である。これより、施設の延命化を効果的に図るためには、維持管理を適切に行わなければならない。

下水道施設の維持管理とは、管路施設・ポンプ場施設等をその目的に応じて十分な機能が発揮できるように調整し、下水を遅滞無く排除するとともに、適正かつ経済的に処理し、公共用水域への放流水質を常時良好な状態に保持できるように管理することである。そのため、今後とも維持管理を積極的に行い、施設の保全を図っていく必要がある。

(1) 管路施設の管理

管路施設等については、一般市民の日常生活に密接な関係があることから、施設の実態を十分に把握し、適正な維持管理を実施している。

1) 管渠等の清掃

武蔵野市の下水道は、一部の分流式下水道区域を除き、ほとんどが合流式下水道である。そのため、土砂等の堆積により汚水の流通が阻害されることなく所定の流速・流量等の機能を保持できているかどうかを調査し、異常があれば、清掃業者に依頼する体制を整えている。また、河川等における伏越し施設は、市内に 9 箇所あり、年 2 回の清掃を実施している。

2) ポンプ場施設の管理

市内には 3 箇所のポンプ場施設があり、豪雨時にはポンプにより排水するシステムとなっており、月 1 回の点検を委託業者に依頼して実施している。

3) 流量測定

下水流量の変化の実態を把握するため、善福寺川排水区と神田川排水区において、連続的な流量測定を実施している。この測定は、昭和 52 年に開始され、昭和 62 年には超音波式流量測定器に改修され、電話回線で下水道課内にある測定器に送信されて監視できることになった。

女子大通りに埋設されている幹線（女子大幹線）には、水深のセンサーが設置され、水深 1.0m で職員に連絡がいき、水深 1.5m を越えると下水道課内に警報が鳴るシステムとなっている。

武蔵野市の晴天時における平均的な 1 日の汚水量の変化をみると、1 日の最大汚水量は、午前 10 時 30 分前後である。これは、洗濯・掃除用水に関係しているものと思われる。また、夜の 10 時前後に汚水量が増加しているのは、風呂等の生活排水が影響しているものと思われる。

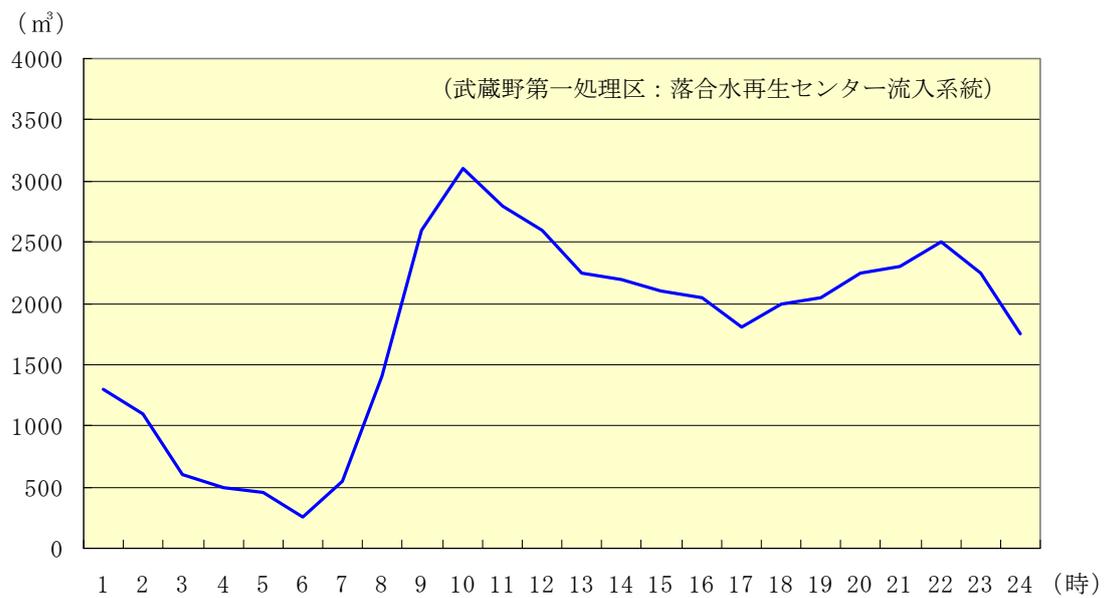


図-17 汚水量 24 時間の変化

4) 下水道台帳

下水道台帳は、下水道法第 23 条の規定により整備し、保管して閲覧できるように年 1 回データを更新している。下水道課の窓口には、平成 17 年度より自動閲覧機を設置している。



図-18 下水道台帳自動閲覧機

(2) 水質規制

工場・事業場等は、製造・加工や事業活動に伴い不要になった廃水、洗浄水、冷却水等を排水するが、これらの中には有害物質を含んだものがあり、そのまま下水道へ排出された場合、管路やポンプ場、処理場の施設を損傷し、又は機能を低下させ、あるいは下水処理機能を阻害し、処理場からの放流水の水質を悪化させる要因となる。

巨額な資金と多くの時間を費やして建設した下水道を適切に管理し、処理場からの放流水を常に良好な状態に保つとともに、管渠等の施設の延命化を図るためには、工場・事業場等から排出される有害物質を含んだ悪質下水を規制する必要がある。

1) 規制の対象

表-8 のように下水道排除基準が定められ、重金属等の有害物質を厳しく規制している。また、下図のように罰則等が設けられている。

- ① 水質汚濁防止法に規定する特定施設（政令で定めるものを除く）を設置する工場または事業場（特定事業場）からの排水は、直罰対象下水となる。
- ② その他の工場または事業場（一般事業場）からの排水は、除害施設の設置対象下水となる。

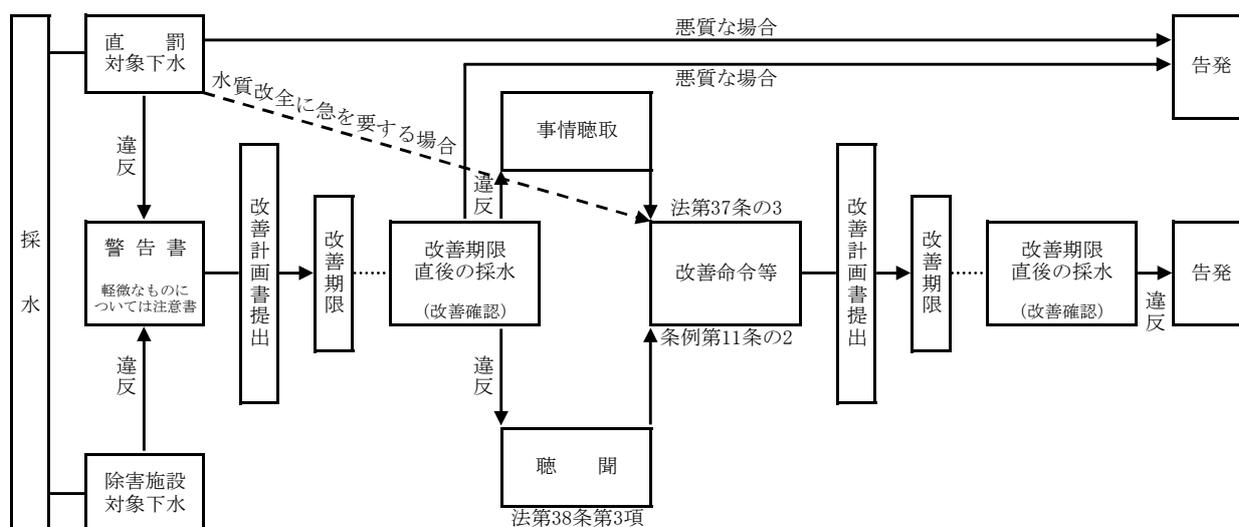


図-19 水質規制のしくみ

2) 工場・事業場等の排水の監視

武蔵野市における特定事業場数等は、表-9 である。これらの事業場には、水質管理責任者を選任させ、水質測定を行わせるとともに、年間数回立入り検査と水質検査を行っているが、この内悪質下水を排出する恐れのある事業場、または日量 50m³ 以上排水する事業場については、年 4 回水質測定の結果を報告させている。

排水基準違反者に対しては、改善要請や注意書による指導を行っている。

3) 管渠、事業場等の水質検査

武蔵野市内には処理場が無いため、全ての下水処理は東京都に委託している。武蔵野第一処理区については、落合水再生センターで処理するため、その接続点 1 箇所において、武蔵野第二処理区については、野川流域下水道第一幹線を経由して森ヶ崎水再生センターで処理するため、その幹線との接続点 3 箇所において、各々年 4 回採水し、水質検査を実施している。また、市内の特定事業場及び非特定事業場においても、年 4 回水質検査を実施している。

これらの水質検査は、平成 13 年 3 月 12 日に東京都下水道局長と荒川右岸東京流域下水道対策協議会を構成する 9 市長（武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市）の間で「水質検査業務共同実施に関する協定書」を締結し、東京都下水道局流域下水道本部が実施している。

表-8 下水排除基準

①ダイオキシン類以外

対象物質又は項目	対象者	特定施設の設置者			特定施設を設置していない者	
		平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満	平均排水量 50m ³ /日以上	平均排水量 50m ³ /日未満	平均排水量 50m ³ /日未満
有害物質	カドミウム	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	シアン	1以下	1以下	1以下	1以下	
	有機燐	1以下	1以下	1以下	1以下	
	鉛	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	砒素	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	総水銀	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	0.3以下	0.3以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
セレン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下		
ほう素及びその化合物	10以下	10以下	10以下	10以下		
	230以下	230以下	230以下	230以下		
ふっ素及びその化合物	8以下	8以下	8以下	8以下		
	15以下	15以下	15以下	15以下		
環境項目	総クロム	2以下	2以下	2以下	2以下	
	銅	3以下	3以下	3以下	3以下	
	亜鉛	2以下	2以下	2以下	2以下	
	フェノール類	5以下	5以下	—	—	
	鉄（溶解性）	10以下	10以下	—	—	
	マンガン（溶解性）	10以下	10以下	—	—	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	600未満 (300未満)	—	600未満 (300未満)	—	
	浮遊物質（SS）	600未満 (300未満)	—	600未満 (300未満)	—	
	目等	ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5以下	—	—
		動植物油	30以下	—	30以下	—
窒素	120未満	—	120未満	—		
燐	16未満	—	16未満	—		
水素イオン濃度（pH）	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)		
温度	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)	45℃未満 (40℃未満)		
沃素消費量	220未満	220未満	220未満	220未満		

(備考)

- 1 単位はpHを除きすべてmg/lです。
- 2 BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業又はガス供給業に適用します。
- 3 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の基準のうち、上段は「河川その他の公共用水域を放流先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値です。（事業場の所在地により異なります。）
- 4 □内のうち50m³/日未満の特定施設の設置者に係る総クロム基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するものです。

②ダイオキシン類

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10あたり10pg-TEQ以下

表-9 業種別事業場状況
武蔵野市区部流入 (平成21年3月31日現在)

事業場分類		届出事業場		指導対象事業場		備考
業種番号	業種名	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	
1	食品製造業	12	138.42	3	96.86	
2	繊維工業	1	1.14			
3	木材・木製品製造業					
4	パルプ・紙・紙加工品製造業					
5	製版業					
6	出版・印刷・同関連産業					
7	化学工業					
8	なめし皮・同製品・毛皮製造業					
9	窯業・土石製品製造業	1	0.11			
10	鉄鋼業					
11	非鉄金属製造業					
12	めっき業					
13	金属製品製造業	1	0.37	1	0.37	
14	機械器具製造業	3	949.33	2	948.88	
15	その他の製造業					
16	旅館・料理品小売・飲食業	3	521.00	3	521.00	
17	洗濯業	36	80.35	5	23.85	
18	写真現像業	3	136.31	1	135.40	
19	学校・試験研究・検査業	2	1,538.50	2	1,538.50	
20	病院					
21	その他	10	1,003.48	8	948.96	
合計		72	4,369.01	25	4,213.82	

注意事項

- 1 処理区(流域関連)が複数ある市・町は、処理区別に記入する。
- 2 業種番号と該当する事業場の関係は、別紙「業種分類表」を参考にして判断する。
- 3 届出事業場とは、法又は条例により届出が義務付けられている事業場で、平成14年度末までに届出を受理した事業場をいう。なお、廃止した事業場は除く。
- 4 指導対象事業場とは、法又は条例に定める下水排除基準に適合しない水質の下水を排除する恐れのある事業場をいう。

表-9 業種別事業場状況（つづき）

武蔵野市野川処理区

（平成21年3月31日現在）

事業場分類		届出事業場		指導対象事業場		備考
業種番号	業種名	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	
1	食品製造業	4	52.15	1	42.05	
2	繊維工業	1	0.96			
3	木材・木製品製造業					
4	パルプ・紙・ 紙加工品製造業					
5	製版業					
6	出版・ 印刷・同関連産業					
7	化学工業					
8	なめし皮・ 同製品・毛皮製造業					
9	窯業・ 土石製品製造業					
10	鉄鋼業					
11	非鉄金属製造業					
12	めっき業					
13	金属製品製造業					
14	機械器具製造業					
15	その他の製造業					
16	旅館・ 料理品小売・飲食業					
17	洗濯業	10	37.15	1	5.89	
18	写真現像業					
19	学校・ 試験研究・検査業	3	259.71	2	243.50	
20	病院	2	665.44	2	665.44	
21	その他	2	311.59	2	311.59	
合計		22	1,327.00	8	1,268.47	

注意事項

- 1 処理区(流域関連)が複数ある市・町は、処理区別に記入する。
- 2 業種番号と該当する事業場の関係は、別紙「業種分類表」を参考にして判断する。
- 3 届出事業場とは、法又は条例により届出が義務付けられている事業場で、平成14年度末までに届出を受理した事業場をいう。なお、廃止した事業場は除く。
- 4 指導対象事業場とは、法又は条例に定める下水排除基準に適合しない水質の下水を排除する恐れのある事業場をいう。

表-9 業種別事業場状況 (つづき)

武蔵野市荒川右岸処理区

(平成21年3月31日現在)

事業場分類		届出事業場		指導対象事業場		備考
業種番号	業種名	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	事業場数	届出排水量 (m ³ /日)	
1	食品製造業					
2	繊維工業					
3	木材・木製品製造業					
4	パルプ・紙・ 紙加工品製造業					
5	製版業					
6	出版・ 印刷・同関連産業					
7	化学工業					
8	なめし皮・ 同製品・毛皮製造業					
9	窯業・ 土石製品製造業					
10	鉄鋼業					
11	非鉄金属製造業					
12	めっき業					
13	金属製品製造業					
14	機械器具製造業					
15	その他の製造業					
16	旅館・ 料理品小売・飲食業					
17	洗濯業	1	2.13	1	2.13	
18	写真現像業					
19	学校・ 試験研究・検査業	1	524.15	1	524.15	
20	病院					
21	その他	1	107.74	1	107.74	
合計		3	634.02	3	634.02	

注意事項

- 1 処理区(流域関連)が複数ある市・町は、処理区別に記入する。
- 2 業種番号と該当する事業場の関係は、別紙「業種分類表」を参考にして判断する。
- 3 届出事業場とは、法又は条例により届出が義務付けられている事業場で、平成14年度末までに届出を受理した事業場をいう。なお、廃止した事業場は除く。
- 4 指導対象事業場とは、法又は条例に定める下水排除基準に適合しない水質の下水を排除する恐れのある事業場をいう。

8. 排水設備と水洗化

(1) 排水設備の設置義務

下水道施設は、管路施設・ポンプ場施設・処理場施設及びこれらを補完する施設で構成される。しかし、これらが整備されても、公共下水道へ遅滞なく下水を排除するためには排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成できない。

そのため、「公共下水道の供用が開始された場合においては、告示された区域内の土地所有者、使用者又は占有者は、この排水区域内の土地の排水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない」と法に規定され、その土地の汚水を排除するための排水設備を設置する義務が生ずる。(下水道法第 10 条)

さらに、当該下水道が終末処理される場合の処理区域内にあつては、新たに汲み取り便所を設けることができない(建築基準法第 31 条)ばかりでなく、従来の汲み取り便所も告示された日から 3 年以内に水洗便所に改造することが義務付けられている。(下水道法第 11 の 3)

(2) 市指定排水設備工事事業者と排水設備工事責任技術者

排水設備新設等の工事を施工する場合は、市長の指定を受けた武蔵野市指定排水設備工事事業者(以下「指定工事事業者」という)でなければ施行してはならない。

また、指定工事事業者は、技術上の管理を行うものとして、排水設備工事責任技術者資格試験に合格したもので、市長が登録した排水設備責任技術者(以下「責任技術者」という)を置かなければならない。(市下水道条例第 7 条)

指定工事事業者の指定は、最長 5 年を限度とし、更新することができる。(市下水道条例第 7 条の 2)

(3) 水洗化

武蔵野市の水洗化は、昭和 44 年度(昭和 45 年 1 月 1 日)に武蔵野第一処理区東部地区の公共下水道処理開始の告示に始まり、昭和 53 年度末には、武蔵野第一処理区・第二処理区の全域が処理区域となり、水洗化率 87%となった。

昭和 59 年度(昭和 59 年 7 月 5 日)には、武蔵野第三処理区の一部で公共下水道処理開始を告示し、昭和 62 年度(昭和 62 年 4 月 5 日)の桜堤三丁目における公共下水道処理開始の告示を最後に、市全域処理可能となった。

現在の水洗化率(平成 22 年 3 月 31 日現在)は、約 99%に達している。

(4) 下水道使用料

下水道使用料の改正は、下水道法第 20 条の規定により、武蔵野市下水道条例に定め、使用料を徴収している。近年の下水道使用料収入は、約 14 億円程度で推移している。

1) 条例の制定

武蔵野市の下水道条例は、昭和 31 年 10 月に制定し、翌昭和 32 年 4 月より施行した。昭和 33 年には新下水道法が公布され、それに基づき昭和 40 年 4 月に新条例を施行し、現在に至っている。

2) 料金の改定

下水道使用料の改定は、昭和 45 年 4 月に受益者負担金制度の採用と一部処理区域の告示により使用料を改定し、処理区域内にあつては、処理委託料が加算された。

受益者負担金を賦課された者については、負担金を賦課した時より 5 年間に限り、軽減処置を行い、その軽減額の限定を受益者負担金相当額とした。

昭和 47 年 4 月には、従来の水道使用料算定額の率による算定方法を従量制による単位料金に改定し、さらに、昭和 50 年 12 月に使用料単価を改定し、昭和 51 年 2 月より施行した。

その後、昭和 60 年 4 月に処理委託単価を、10 月に使用料単価を改定した後、平成 9 年 4 月 1 日には、使用料の算定方法を従量制から従量逓増制による使用料単価に改定し、平成 22 年 10 月 1 日に使用料改定を予定している。(下水道使用料の算定及び単位料金の推移は、表-10 のとおり)

3) 使用水量の認定方法

武蔵野市下水道条例による下水道使用料の汚水量算定方法は、水道水を使用した場合は、その使用水量をもって排水量とみなし、井戸やその他水道水以外を使用する場合は、その使用水量としている。

一般家庭の場合は、使用者人数を基礎とし、その他は、用途・事業の種類等を勘案した使用状況に応じ、計量器による検針及び認定により行っている。

4) 処理委託費の加算

終末処理を委託協定に基づき東京都へ委託しているため、使用料算定基礎となった排水汚水量に処理委託単価を乗じて得た額が加算されていたが、平成 9 年 4 月 1 日に使用料算定を従量逓増制に変更したことに伴い廃止された。

表-10 下水道使用料の算定及び単位料金の推移

改定年月日	水道汚水 (一般)	井戸 その他の汚水	浴場汚水	処理委託単価	備 考
S32. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円	処理区域内に あつては、左 の条例分に加 算する。	最低使用料42円/月
S39. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円		10円未満切捨
S40. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円		新下水道法施行（新条例）
S45. 4. 1	水道料金の3/10	4円	2円	4.9円/m ³	第一処理区供用開始
S47. 4. 1	6円	4円	2円	5.2円/m ³	従量制使用料を採用
S48. 4. 1	6円	4円	2円	5.5円/m ³	第二処理区供用開始
S49. 4. 1	6円	4円	2円	6円/m ³	
S50. 4. 1	6円	4円	2円	8円/m ³	
S51. 2. 1	8円	5円	3円	18円/m ³	
S54. 4. 1	8円	5円	3円	22円/m ³	
S57. 4. 1	8円	5円	3円	31円/m ³	
S60. 4. 1	8円	5円	3円	38円/m ³	第三処理区供用開始
S60. 10. 1	15円	9円	5円	38円/m ³	
H7. 4. 1	15円	9円	5円	42円/m ³	
	(水道・井戸汚水)		(浴場汚水)		
H9. 4. 1	基本使用料 (10m ³ 以下)	400円	基本使用料 : 133円	従量使用料 (11m ³ 以上) : 25円	従量逓増制使用料を採用し、 消費税を5%に変更
	従量逓増使用料	11 ~ 20			
		21 ~ 50	60円		
		51 ~ 100	70円		
		101 ~ 200	85円		
		201 ~ 500	100円		
		501 ~ 1,000	130円		
1,001以上	180円				
H22. 10. 1	基本使用料 (8m ³ 以下)	450円	基本使用料 : 150円	従量使用料 (11m ³ 以上) : 26円	基本水量を10m ³ から8m ³ に変更 水量区分を7区分から8区分に変更 H23. 3. 31まで水道・井戸汚水の 基本使用料を400円に、浴 場汚水の基本使用料を133円 に据え置き
	従量逓増使用料	9 ~ 20	50円		
		21 ~ 30	60円		
		31 ~ 50	65円		
		51 ~ 100	75円		
		101 ~ 200	90円		
		201 ~ 500	105円		
		501 ~ 1,000	130円		
1,001以上	180円				

※使用料は、使用者ごとの汚水の種別に応じ、上表を適用して得た額に消費税を加算して得た額とする。

(5) 処理委託経費

武蔵野市の公共下水道は、3 処理区に分けられ、その終末処理場はすべて東京都に委託している。

武蔵野第一処理区の下水は、東京都落合水再生センターで処理されているが、処理経費については、「東京都との下水道処理事務の委託に関する規約」に基づき決定した処理委託単価に、処理場への流入汚水量を乗じて得た額を流入負担金として納入している。

武蔵野第二処理区の下水は、多摩川流域下水道により、東京都森ヶ崎水再生センターで流入処理されており、その処理経費は、流域関連 6 市の最下流で計量した流入汚水量を別に定める各市の分担率を乗じて得た量に、処理委託単価を乗じて得た額を流入負担金として納入している。

武蔵野第三処理区の下水は、荒川右岸東京流域下水道により、東京都清瀬水再生センターで流入処理されており、その処理経費は、流域関連 9 市の最下流で計量した流入汚水量を別に定める各市の分担率を乗じて得た量に、処理委託単価を乗じて得た額を流入負担金として納入している。

【受益者負担金】

受益者負担金制度を採用するにあたり、市議会に特別委員会を設置し、全国では初めて下水道の公聴会を開き、市民の理解と協力により昭和 45 年 1 月の市議会臨時会において可決、採用を決定した。

負担率 : 武蔵野市は事業費の 1/5 を採用した。

負担金額 : 1 平方メートル 102 円 (337 円/坪)

$$\text{単位負担金額} = \frac{\text{負担区}の\text{事業費} \times \text{負担率}}{\text{負担区}の\text{地積}}$$

負担金の納付 : 5 年の分割納付又は一括納付とし、前納報奨金制度を設けた。

※平成 9 年 4 月に受益者負担金条例が廃止された。

9. 今後の事業課題

(1) 公共下水道の整備

下水道事業は、昭和 27 年に着手し、昭和 62 年 4 月の桜堤三丁目の処理開始を最後に、全市域水洗可能となった。

しかしながら、本市の都市計画道路施行率は 57.6%（平成 22 年 3 月 31 日現在）であり、新設道路の築造等に伴う公共下水道の整備や、長期計画に定める雨水放流幹線等の整備が必要となる。

(2) 汚水処理の送水先

武蔵野第一処理区の汚水は、本来森ヶ崎水再生センターに流入する計画であるが、管渠等が未整備のため、善福寺川排水区の汚水は、現在暫定的に落合水再生センターに流入している。

しかし、上位計画である「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」においては、調布飛行場跡地に野川水再生センターを設置し、本市を含む周辺市の汚水を広域的に処理し、スケールメリットを活かして下水道事業の効率化を図ることが計画されている。

これを踏まえ、武蔵野市においても野川水再生センターの立地の可能性をにらみ、武蔵野第一処理区の汚水の送水先を変更するための検討を進めていく必要がある。

(3) 管渠の老朽化対策（再構築）

武蔵野市の公共下水道は、昭和 27 年から工事を開始し、昭和 62 年には普及率 100% に達成し、管渠の総延長は、約 251km におよぶ。これより、平成 39 年頃には、市の管渠の約 94%にあたる路線が法定耐用年数である 50 年を超える。そのため、今後、再構築するにあたり、期間を平準化する等の施策が必要である。

(4) 浸水対策

武蔵野市の下水道の整備水準は、1 時間 50mm の降雨（降雨強度 50mm/hr）を対象に整備されている。ただし、武蔵野第一処理区（善福寺川排水区、神田川排水区）については、現在 1 時間 40mm（降雨強度 40mm/hr）対応の施設であり、能力不足となっている。このための解決策として、雨水幹線（第二次下水道計画）が都市計画決定され、都市計画事業認可も取得しており、今後は五日市街道の拡幅や東京外郭環状道路の整備進捗に合わせて事業を進めていく必要がある。

流域対策としては、下水道施設の整備も必要であるが、総合治水の観点より、雨水貯留浸透事業等の雨水流出抑制対策の実施を今後とも推進し、流域対策量として、10mm/hr 分の抑制を図っていく計画である。

(5) 管渠の耐震化対策

平成 7 年に発生した兵庫県南部地震（震度 7 程度）は、それまでに想定していた地震動の基準をはるかに超えるもので、既存の下水道施設に甚大な被害をもたらしたことから、これを踏まえて平成 9 年に下水道施設の耐震基準が改定された。

武蔵野市の下水道施設は、改定前の耐震基準で計画されたものであることから、兵庫県南部地震規模に相当するレベル 2 地震動に対して耐震性能を照査し、必要に応じて適切な補強を行い流下能力の確保を図る必要がある。

武蔵野市の耐震化対策としては、重要な幹線等（約 23.6km）については、平成 17 年から平成 21 年の 5 ヶ年で耐震化対策を実施済みであり、その他の管路についても、再構築事業と合わせて耐震化対策を実施していく計画である。

(6) 合流式下水道の改善

平成 13 年に東京湾にオイルボール（油のかたまり）が流出し、その原因が汚水と雨水を一緒に流す合流式下水道の未処理下水の放流によるものであることがマスコミ等で報道され、社会問題化している。

国としても、合流式下水道の改善を本格的に推進することとなり、平成 16 年 4 月には、おおむね 10 年以内に合流式下水道の水質を分流式並にすること等を骨子とした下水道法施行令の改正が行われた。

武蔵野市においては、下水道の約 9 割（武蔵野第一処理区と武蔵野第二処理区）が「合流式下水道」となっており、武蔵野第一処理区のうち、善福寺川排水区の雨水は、2 箇所の雨水吐口より善福寺川に放流し、神田川排水区の雨水は、2 箇所の雨水吐口より神田川に放流されている。合流改善対策としては、汚濁負荷量削減対策及び放流回数半減対策として、雨水流出抑制施設（雨水貯留・浸透施設等）や貯留管の設置、きょう雑物の削減対策としては、雨水吐口にスクリーン等の設置を行っていく必要がある。

武蔵野第二処理区は、流域関連公共下水道である。野川排水区の雨水は、5 箇所の分水人孔より野川第二幹線に流入し、野川に放流されている。合流改善対策として、分水人孔にきょう雑物除去のためのスクリーンを設置済みである。また、雨水流出抑制施設を今後とも推進していく計画である。

(7) 下水道使用料の見直し

武蔵野市の下水道事業は、昭和 27 年に事業着手して以来、昭和 62 年には普及率 100% を達成するとともに、管渠の総延長は約 251km に達し、市民の生活環境の改善や浸水の防除等、本市のまちづくりに大きく貢献してきた。

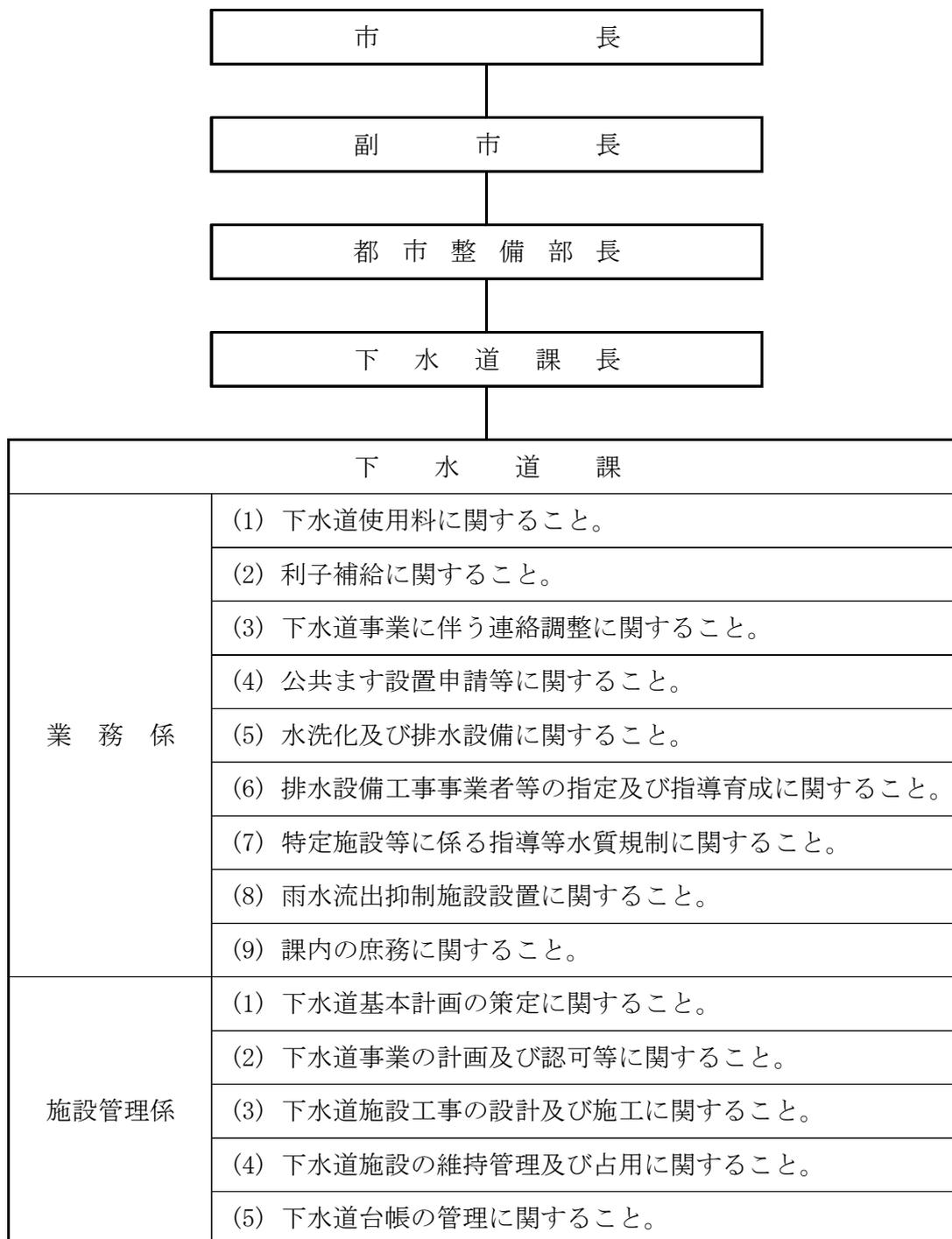
さらに、近年では自然条件の変化や都市化の進展に伴う局所的豪雨による都市型水害や地震に対するリスクが増大するとともに、望ましい水循環や水環境の創出等、下水道事業に求められるニーズが多様化している。

一方、下水道事業会計の上では、経年変化した施設の維持管理をはじめ、過去に集中的に整備した施設の大規模更新や新たな問題の解決に向けて、大幅な事業費の増加が見込まれる中、近年の厳しい社会経済状況は本市の財政を直撃し、市税収入の大幅減少等、財政運営の状況はより厳しさを増している。

現在の下水道使用料は、平成 9 年度に改定したものであり、この 13 年間同じ使用料体系となっている。その結果、現在の使用料収入では、平成 22 年度以降、汚水処理経費を賄えない状況にある。

また、今後の事業進展に伴う資本費（地方債の元利償還金）及び維持管理費の増大が予想される一方で、一般会計の財政運営を圧迫する基準外繰越金を抑制することも必要であることから、適正な下水道使用料を定めることが緊急の課題である。

10. 組織及び分掌



(平成22年3月31日現在)

参 考 资 料

資料-1 下水道計画と事業認可（平成 22 年 3 月 31 日現在）

処理区名	全体計画		事業認可		全体計画区域の概略	関係自治体
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
武蔵野第一処理区 (単独)	727	125,000	727	125,000	吉祥寺本町、吉祥寺東町、吉祥寺南町、西久保、関前、中町、御殿山の全域及び吉祥寺北町、八幡町、緑町の一部	東京都、三鷹市
武蔵野第二処理区 (多摩川流域)	256	47,400	256	夜間人口 33,100	境、境南町の全域及び桜堤一丁目、桜堤二丁目の全域	小金井市、三鷹市、狛江市、府中市、調布市の5市
				昼間人口 14,300		
武蔵野第三処理区 (荒川右岸 東京流域)	90	15,200	汚水 90	夜間人口 10,000	桜堤三丁目の全域 吉祥寺北町、八幡町、緑町の一部	清瀬市、東久留米市、東大和市、武蔵村山市、小平市、小金井市、西東京市、東村山市の8市
			(雨水 68)	昼間人口 5,200		
計	1,073	187,600	1,073 (1,051)			

※ () は桜堤三丁目 22ha を除いた数値（西東京市の雨水幹線が未認可のため）。

資料-2 下水道都市計画決定（変更）の主な経過

	告示年月日	排水面積 (ha)	管渠延長 (m)	計画決定（変更）の概要
当初計画決定	昭和 26. 3. 19	782	152,846	善福寺川、神田川、石神井川の3排水区の計画決定
第1回変更	昭和 36. 8. 8	781.75	154,849	排水面積、管渠延長の変更
第2回変更	昭和 42. 3. 31	変更なし	変更なし	住居表示の変更
第3回変更	昭和 44. 1. 31	817.3	179,994	汚水量、対象区域、管渠延長の変更
第4回変更	昭和 45. 12. 18	1,103	238,320	汚水量、対象区域、管渠延長、降雨強度、流出係数の変更
第5回変更	昭和 49. 12. 16	変更なし	256,100	管渠延長、石神井川排水区を分流式に変更
第6回変更	昭和 52. 12. 19	変更なし	262,280	位置、管渠延長の変更
第7回変更	平成 10. 2. 27	1,073	9,090	排水面積、位置、管渠延長の変更
最終変更	平成 18. 7. 14	1,073	9,090	事業期間の延伸

資料-3 受益者負担金納付状況（102 円/m²）

年度	賦課面積 (ha)	収入額 (千円)	収納率 (%)	年度	賦課面積 (ha)	収入額 (千円)	収納率 (%)
昭和 45	234.0	126,867	99.2	昭和 55	0.4	3,270	99.4
昭和 46	82.0	67,875	97.6	昭和 56	0.1	2,042	99.4
昭和 47	95.0	95,214	98.4	昭和 57	0.0	2,023	99.8
昭和 48	86.0	97,660	97.9	昭和 58	0.0	2,015	99.8
昭和 49	0.0	59,710	97.3	昭和 59	0.0	17	100.0
昭和 50	204.0	146,608	99.6	昭和 60	0.0	9	100.0
昭和 51	0.0	46,639	98.5	昭和 61	0.0	0	—
昭和 52	10.0	34,003	99.0	昭和 62	5.8	5,735	100.0
昭和 53	0.3	24,135	99.7	昭和 63	0.0	62	95.4
昭和 54	33.0	47,952	99.6	平成元	0.0	67	100.0

※平成 9 年 4 月に受益者負担金条例が廃止された。

資料-4 下水道事業の沿革

元号	年月	沿 革	備 考
昭和	3. 11	武蔵野町制を施行する。	人口：13,000 人
	16. 1	武蔵野都市計画を決定する。	
	22. 11	武蔵野市制を施行する。	人口：63,000 人
	24.	下水道整備の調査、設計を開始する。	
	25. 7		東京都市計画下水道事業計画が決定する。 (昭和25年7月10日建設省告示第740号) 武蔵野市善福寺川排水区、神田川排水区、三鷹市井の頭排水区、烏山排水区の汚水を暫定的に新宿区にある落合水再生センターで受入れ処理することが決定する。
	26. 3	武蔵野都市計画下水道を都市計画決定する。 (昭和26年3月19日建設省告示第123号) 武蔵野市下水道第一期築造事業が議決される。 (昭和26年3月30日議案第37号) 武蔵野市下水道条例が議決される。 (昭和26年3月30日議案第38号)	善福寺川排水区、神田川排水区、石神井排水区の3排水区728haの計画を決定する。 [面積：782 ha 人口：79,600 人 管渠延長：152,846 m]
	26. 12	武蔵野市下水道事業計画の認可を得る。 (昭和26年12月14日厚生省東衛第276号)	JR吉祥寺駅周辺39haの事業認可を得る。 [面積：39.188 ha 人口：7,061 人 管渠延長：13,974 m 事業費：197,000 千円 執行年度：昭和27年4月1日 ～昭和29年3月31日]
	27. 4	下水道建設工事に着手する。	[吉祥寺駅周辺の排水を目途とした。]
	27. 6	吉祥寺ポンプ場用地を取得する。	
	29. 4	吉祥寺ポンプ場の建設工事に着手する。	
	30. 1	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和31年1月22日総庶収第681号)	事業費及び執行年度を変更する。 [面積：39.188 ha 人口：7,061 人 管渠延長：13,974 m 事業費：369,622 千円 執行年度：昭和27年4月1日 ～昭和35年3月31日]
	31. 10	武蔵野市下水道条例を公布する。 (昭和31年10月17日)	
	31. 10	吉祥寺ポンプ場の一部運転を開始する。	
	32. 4	下水道使用料の徴収を開始する。	
	33. 4		新下水道法が公布される。 (昭和33年4月24日法律第79号)

元号	年月	沿 革	備 考																				
昭和	34. 9	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和34年9月12日34総行監収第432号)	善福寺川排水区幹線の一部及び神田川放流幹線を追加する。 <table border="1"> <tr><td>面積</td><td>: 45,207 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 7,979 人</td></tr> <tr><td>管渠延長</td><td>: 17,457 m</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 685,957 千円</td></tr> <tr><td>執行年度</td><td>: 昭和27年4月1日</td></tr> </table>	面積	: 45,207 ha	人口	: 7,979 人	管渠延長	: 17,457 m	事業費	: 685,957 千円	執行年度	: 昭和27年4月1日										
面積	: 45,207 ha																						
人口	: 7,979 人																						
管渠延長	: 17,457 m																						
事業費	: 685,957 千円																						
執行年度	: 昭和27年4月1日																						
	35. 11	吉祥寺ポンプ場が完成する。	<table border="1"> <tr><td>排水面積</td><td>: 39,188 ha</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 53,190 千円</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 7,061 人</td></tr> </table>	排水面積	: 39,188 ha	事業費	: 53,190 千円	人口	: 7,061 人														
排水面積	: 39,188 ha																						
事業費	: 53,190 千円																						
人口	: 7,061 人																						
	36. 4	下水道事業を特別会計予算とする。																					
	36. 8	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和36年8月8日建設省告示第1692号)	<table border="1"> <tr><td>善福寺川排水区面積</td><td>: 628,111 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 69,170 人</td></tr> <tr><td>神田川排水区 面積</td><td>: 86,419 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 10,317 人</td></tr> <tr><td>石神井川排水区面積</td><td>: 67,220 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 3,294 人</td></tr> <tr><td colspan="2">計</td></tr> <tr><td>面積</td><td>: 781,750 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 82,781 人</td></tr> <tr><td>管渠延長</td><td>: 154,849 m</td></tr> </table>	善福寺川排水区面積	: 628,111 ha	人口	: 69,170 人	神田川排水区 面積	: 86,419 ha	人口	: 10,317 人	石神井川排水区面積	: 67,220 ha	人口	: 3,294 人	計		面積	: 781,750 ha	人口	: 82,781 人	管渠延長	: 154,849 m
善福寺川排水区面積	: 628,111 ha																						
人口	: 69,170 人																						
神田川排水区 面積	: 86,419 ha																						
人口	: 10,317 人																						
石神井川排水区面積	: 67,220 ha																						
人口	: 3,294 人																						
計																							
面積	: 781,750 ha																						
人口	: 82,781 人																						
管渠延長	: 154,849 m																						
	37. 3	東京都計画下水道及び同事業計画の変更認可を決定する。 (昭和37年3月31日建設省告示第1092号)	東京都は善福寺川排水区、神田川排水区及び三鷹市の一部を東京都烏山幹線を経て森ヶ崎水処理再生センターで処理できるように計画の一部を変更する。																				
	37. 5	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和37年5月28日建設省36東計第279号)	善福寺川排水区の東部地区と神田川排水区の全域が認可区域となる。 <table border="1"> <tr><td>面積</td><td>: 247,387 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 34,573 人</td></tr> <tr><td>管渠延長</td><td>: 67,772 m</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 1,404,071 千円</td></tr> <tr><td>執行年度</td><td>: 昭和27年4月1日 ～昭和42年3月31日</td></tr> </table>	面積	: 247,387 ha	人口	: 34,573 人	管渠延長	: 67,772 m	事業費	: 1,404,071 千円	執行年度	: 昭和27年4月1日 ～昭和42年3月31日										
面積	: 247,387 ha																						
人口	: 34,573 人																						
管渠延長	: 67,772 m																						
事業費	: 1,404,071 千円																						
執行年度	: 昭和27年4月1日 ～昭和42年3月31日																						
	38. 11	善福寺川排水区幹線（女子大通り）の建設に着手する。	<table border="1"> <tr><td>ボックスカルバート</td><td></td></tr> <tr><td>□2,700×2,700～□4,000×2,400 mm</td><td></td></tr> <tr><td>L=1,768 m</td><td></td></tr> </table>	ボックスカルバート		□2,700×2,700～□4,000×2,400 mm		L=1,768 m															
ボックスカルバート																							
□2,700×2,700～□4,000×2,400 mm																							
L=1,768 m																							
	39. 5		石神井川排水区を保谷市・田無市・小平市・小金井市の5市で広域下水道として整備することになり、昭和44年、荒川水系に属する地域の一本化した整備計画により、荒川右岸流域下水道として整備することが決定する。																				
	40. 1		第一次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和38年度～昭和42年度)																				
	40. 2	三鷹市と「境界道路管理に伴う下水道使用料徴収に関する協定書」を取り交わす。 (昭和40年1月1日)																					
	40. 4	武蔵野市下水道条例を公布する。																					

元号	年月	沿	革	備	考															
昭和	42. 3			第二次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和42年度～昭和46年度)																
	42. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和42年3月27日建設省東都下発第3号) 武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和42年3月31日建設省告示第1205号) 第二次下水道5ヵ年計画に基づき、事業費 (1,060百万円)と区域の拡張計画を策定する。		<table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>:</td> <td>247.38 ha</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>:</td> <td>34,573 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>:</td> <td>67,772 m</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>:</td> <td>1,538,000 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度</td> <td>:</td> <td>昭和27年4月1日 ～昭和45年3月31日</td> </tr> </table>		面積	:	247.38 ha	人口	:	34,573 人	管渠延長	:	67,772 m	事業費	:	1,538,000 千円	執行年度	:	昭和27年4月1日 ～昭和45年3月31日
面積	:	247.38 ha																		
人口	:	34,573 人																		
管渠延長	:	67,772 m																		
事業費	:	1,538,000 千円																		
執行年度	:	昭和27年4月1日 ～昭和45年3月31日																		
	43. 6			新都市計画法が公布される。 (昭和43年6月15日法律第100号)																
	43. 9	三多摩地区総合排水計画(案)が東京都より 提示され、三多摩地区環境整備対策連絡協議会 で承認される。 (昭和43年9月4日)		多摩川流域下水道の基本計画となり、境・境 南・桜堤地区がこの計画地域となる。																
	43. 12	野川流域下水道事業を東京都において施行す ることの協議について、これに応ずる旨の市議 会の議決を得る。 (昭和43年12月20日)		※下水道法(昭和33年法律第79号) 第3条第2項の規定による。 境・境南町・桜堤地域は流域下水道(野川排 水区)、石神井川排水区は広域下水道として処 理することが決定する。																
	43. 12	武蔵野市の公共下水道神田川排水区の汚水を 落合水処理再生センターへ流入させるための施 設の設置及び維持管理に関する事務を三鷹市へ 委託することについて、市議会で議決される。 (昭和43年12月20日)		※地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の14の規定による。																
	44. 1	武蔵野市と三鷹市との間の公共下水道事業 に係わる事務委託規約を都知事に受理される。 (昭和44年1月29日)		※地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の14第3項の規定による。																
	44. 1	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和44年1月31日建設省告示第213号)		汚水量・対象区域・管渠延長を変更する。 <table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>:</td> <td>817.3 ha</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>:</td> <td>138,370 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>:</td> <td>179,994 m</td> </tr> </table>		面積	:	817.3 ha	人口	:	138,370 人	管渠延長	:	179,994 m						
面積	:	817.3 ha																		
人口	:	138,370 人																		
管渠延長	:	179,994 m																		
	44. 2	善福寺川排水区幹線(女子大通り)が完成す る。		事業費:6億円																
	44. 3	善福寺幹線ボックスカルバートが完成する。 三鷹市と共同で設置する井の頭ポンプ場の建 設に着手する。																		
	44. 4	下水道事業執行体制の強化のため、機構名称 を下水道事務所とする。		多摩川流域下水道野川幹線の建設工事に着手 する。(昭和44年4月1日)																
	44. 5	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和44年5月10日建設省東都下発第4号の2)		降雨強度40mm/hrを50mm/hr、汚水量を5400と し、事業区域を市全域の68%に拡張する。 <table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>:</td> <td>684.7 ha (747.0 ha)</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>:</td> <td>125,180 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>:</td> <td>172,570 m</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>:</td> <td>5,046,000 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度</td> <td>:</td> <td>昭和27年4月1日 ～昭和52年3月31日</td> </tr> </table>		面積	:	684.7 ha (747.0 ha)	人口	:	125,180 人	管渠延長	:	172,570 m	事業費	:	5,046,000 千円	執行年度	:	昭和27年4月1日 ～昭和52年3月31日
面積	:	684.7 ha (747.0 ha)																		
人口	:	125,180 人																		
管渠延長	:	172,570 m																		
事業費	:	5,046,000 千円																		
執行年度	:	昭和27年4月1日 ～昭和52年3月31日																		

元号	年月	沿 革	備 考
昭和	44. 12	井の頭ポンプ場が完成する。 (昭和44年12月22日)	
	45. 1	善福寺川排水区幹線（女子大通り）の完成及び井の頭ポンプ場の稼動により、神田川排水区、善福寺川排水区の一部を処理区域として供用開始する。 (昭和45年1月1日)	吉祥寺ポンプ場を運転休止とする。 面積：248.88ha
	45. 2	武蔵野市下水道受益者負担金条例を制定する。 (昭和45年2月10日条例第1号)	
	45. 4	武蔵野市下水道受益者負担金条例を施行する。 (昭和45年4月1日条例第1号)	※1㎡当り102円とする。
	45. 5	善福寺川排水区幹線（五日市街道）のシールド工事に着手する。 (昭和45年5月1日)	〔 シールド管φ3,000 mm L=1,525 m 〕
	45. 11		公害対策基本法が改定される。（公害国会）
	45. 12	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和45年12月18日武蔵野市告示第111号)	野川排水区、石神井排水区の一部を追加し、全市域の計画を決定する。 〔 面積：1,103 ha 人口：200,000人 管渠延長：238,320 m 〕
			下水道法の一部が改正される。 流域別下水道整備総合計画及び流域下水道等に関する規定が追加される。 (昭和45年12月25日法律第141号)
	46. 2	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和46年2月10日東京都告示第136号)	第三次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和46年度～昭和50年度)
	46. 3	普及率 28.7%	
	46. 5	下水道台帳図の作成に着手する。	
	46. 9	武蔵野市基本構想・長期計画を策定する。 (昭和36年度～昭和55年度)	下水道全体計画に再検討を加え、昭和46年度以降の事業費を5,685,000千円とし、昭和51年度に普及率100%を目標とする。 武蔵野市宅地開発指導要綱を制定する。
	47. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和47年3月21日47首施調収第92号)	多摩川流域関連公共下水道として野川排水区の事業認可を得る。 〔 面積：263 ha 人口：45,000人 管渠延長：53,730 m 事業費：1,710,000千円 執行年度：昭和47年4月1日 ～昭和51年3月31日 〕

元号	年月	沿革	備考
昭和	47. 3	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和47年4月3日東京都告示第393号)	野川排水区を追加する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面積 : 1,010 ha 人口 : 170,000 人 管渠延長 : 226,300 m 事業費 : 6,838,809 千円 執行年度 : 昭和32年11月25日 ~昭和51年3月31日 </div>
	47. 4	機構名称を下水道事務所から下水道部に変更する。	
	47. 4	下水道使用料を改定する。	
	48. 2		東京都は東京都荒川右岸東京流域下水道の事業認可を取得する。
	48. 3	普及率 42.1%	東京都多摩川流域下水道野川第一幹線が完成する。 (昭和48年3月31日)
	48. 6		東京都多摩川流域下水道野川処理区が供用開始する。
	48. 12		武蔵野市第一次調整計画を策定する。 (昭和49年度~昭和53年度)
	49. 1	野川排水区幹線を多摩川流域下水道野川第一幹線に接続する。	
	49. 3	善福寺川排水区幹線全線の敷設が完了する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ○1,200~□4,000×2,400 mm L=12,530 m </div>
	49. 3	普及率 53.3%	
	49. 4	野川排水区の一部を処理区域として供用開始する。 (昭和49年4月1日)	面積 : 6.26ha
	49. 12	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和49年12月16日武蔵野市告示第51号)	石神井川排水区を荒川右岸流域下水道に整合するように分流式に変更する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面積 : 1,103 ha 人口 : 200,000 人 管渠延長 : 256,100 m </div>
	50.	野川排水区幹線全線の敷設が完了する。	
	50. 3	普及率 64.4%	
	50. 7	武蔵野市・小金井市境界付近における下水の相互処理に関する覚書を取り交わす。 (昭和50年7月15日)	
	51. 2		第四次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和51年度~昭和55年度)
	51. 2	下水道使用料を改定する。	

元号	年月	沿 革	備 考
昭和	51. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和51年3月19日50首施調第1077号の3)	石神井川排水区を分流式として建設に着手する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 面 積(汚水) : 93.00 ha (雨水) : 70.27 ha 人 口 : 18,000 人 管渠延長(汚水) : 9,701.8 m (雨水) : 6,702.7 m 事 業 費 : 1,122,000 千円 執 行 年 度 : 昭和51年4月1日 ~昭和56年3月31日 </div>
	51. 3	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和51年3月19日東京都告示第225号)	武蔵野市全域が認可区域となる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 面 積(汚水) : 1,103 ha (雨水) : 1,080 ha 人 口 : 188,000 人 管 渠 延 長 : 242,700 m 事 業 費 : 10,596,862 千円 執 行 年 度 : 昭和27年4月1日 ~昭和56年3月31日 </div>
	51. 3	普及率 76.5%	
	52. 3	普及率 91.3%	
	52. 12	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和51年12月19日武蔵野市告示第45号)	石神井川排水区の幹線管渠の接続位置及び延長を変更する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 面 積 : 1,103 ha 人 口 : 200,000 人 管渠延長 : 262,280 m </div>
	53. 3	普及率 91.5%	
	53. 5	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和53年5月11日53都市施調第75号の3)	武蔵野市全域が認可区域となる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 面 積(汚水) : 93.41 ha (雨水) : 70.27 ha 人 口 : 18,000 人 管渠延長(汚水) : 10,948.3 m (雨水) : 9,766.6 m 執 行 年 度 : 昭和51年4月1日 ~昭和58年3月31日 </div>
	53. 5	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和53年5月12日53都市施第20号)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 面 積(汚水) : 1,103 ha (雨水) : 1,080 ha 人 口 : 188,000 人 管 渠 延 長 : 247,020 m 事 業 費 : 10,862,579 千円 執 行 年 度 : 昭和32年11月25日 ~昭和58年3月31日 </div>
	53. 8	「道路整備事業施行に伴う道路排水計画と下水道計画との調整等に関する協定」を締結する。 (昭和53年8月28日)	都道築造にあたり、下水道管を敷設する費用の負担に関する協定を都建設局長と締結する。
	54. 4	下水道使用料を改定する。	

元号	年月	沿 革	備 考														
昭和	55. 3	石神井川排水区全域の污水管敷設が完了する。	多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画が承認される。 (昭和55年3月5日建設省東都下流発第16号)														
	55. 3	普及率 91.5%															
	55. 5		東京都多摩川流域下水道野川第二幹線の建設に着手する。														
	56. 2	武蔵野市第二期基本構想・第二期長期計画を策定する。 (昭和56年度～平成4年度)	第五次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和56年度～昭和60年度)														
	56. 4	機構改革により名称を建設部下水道事務所に変更となる。															
	56. 6	保谷市との間に「保谷市公共下水道柳沢幹線建設に関する協定」を締結する。 (昭和56年6月8日)	石神井排水区の一部（八幡町4丁目の全部及び八幡町2, 3丁目と緑町2, 3丁目の一部）の污水を清瀬水再生センターに流入させるため、保谷市と協定を締結する。														
	56. 11		東京都荒川右岸東京流域下水道清瀬処理場が稼働する。														
	56. 12	石神井川排水区幹線を保谷市公共下水道に接続する。															
	57. 4	下水道使用料を改定する。															
	57. 8	下水道台帳図が完成する。															
	58. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (昭和58年3月14日57都市施調第998号)	石神井川排水区の執行年度を延伸する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>面積(污水) :</td> <td>93.41 ha</td> </tr> <tr> <td>(雨水) :</td> <td>70.27 ha</td> </tr> <tr> <td>人口 :</td> <td>18,000 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長(污水) :</td> <td>10,950 m</td> </tr> <tr> <td>(雨水) :</td> <td>9,770 m</td> </tr> <tr> <td>事業費 :</td> <td>1,379,000 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度 :</td> <td>昭和51年4月1日 ～平成5年3月31日</td> </tr> </table>	面積(污水) :	93.41 ha	(雨水) :	70.27 ha	人口 :	18,000 人	管渠延長(污水) :	10,950 m	(雨水) :	9,770 m	事業費 :	1,379,000 千円	執行年度 :	昭和51年4月1日 ～平成5年3月31日
面積(污水) :	93.41 ha																
(雨水) :	70.27 ha																
人口 :	18,000 人																
管渠延長(污水) :	10,950 m																
(雨水) :	9,770 m																
事業費 :	1,379,000 千円																
執行年度 :	昭和51年4月1日 ～平成5年3月31日																
	58. 3	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (昭和58年3月23日57都市施第424号)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>面積(污水) :</td> <td>1,103 ha</td> </tr> <tr> <td>(雨水) :</td> <td>1,080 ha</td> </tr> <tr> <td>人口 :</td> <td>188,000 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長 :</td> <td>247,020 m</td> </tr> <tr> <td>事業費 :</td> <td>11,506,501 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度 :</td> <td>昭和32年11月25日 ～平成5年3月31日</td> </tr> </table>	面積(污水) :	1,103 ha	(雨水) :	1,080 ha	人口 :	188,000 人	管渠延長 :	247,020 m	事業費 :	11,506,501 千円	執行年度 :	昭和32年11月25日 ～平成5年3月31日		
面積(污水) :	1,103 ha																
(雨水) :	1,080 ha																
人口 :	188,000 人																
管渠延長 :	247,020 m																
事業費 :	11,506,501 千円																
執行年度 :	昭和32年11月25日 ～平成5年3月31日																
	58. 11	石神井川排水区を保谷市公共下水道（柳沢2号幹線）に接続する。	荒川右岸東京流域下水道黒目幹線が完成する。														
	59. 7	石神井川排水区の一部を処理区域として供用開始する。 (昭和59年7月5日)	面積 : 70.27 ha														
	59. 7	普及率 97.9%															

元号	年月	沿 革	備 考
昭和	59. 7	保谷市との間に「保谷市公共下水道柳沢幹線の維持管理に関する協定」を締結する。 (昭和59年7月5日)	
	60. 4	機構改革により名称を建設部下水道課に変更する。	
	60. 4	下水道使用料を改定する。	
	61. 1	武蔵野市第二期長期計画第一次調整計画を策定する。 (昭和60年度～平成2年度)	
	61. 2		第六次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (昭和61年度～昭和65年度)
	61. 5	田無市との間に「田無市公共下水道幹線の建設及び維持管理に関する協定」を締結する。 (昭和61年5月22日)	石神井川排水区(桜堤3丁目)の汚水を清瀬処理場に流入させるため、田無市と協定を締結する。
	62. 2	「武蔵野市(桜堤3丁目)、田無市(向台町5丁目)両市境界付近における下水の相互処理に関する覚書」を取り交わす。 (平成62年2月25日)	
	62. 3	石神井川排水区(桜堤3丁目)を田無市公共下水道(向台2号幹線)に接続する。	
	62. 4	石神井川排水区の一部(桜堤3丁目)を処理区域として供用開始する。	面積 : 23.14 ha
	62. 4	普及率 100%	武蔵野市全域が水洗化可能となる。
63. 2	武蔵野市第二期長期計画第二次調整計画を策定する。 (平成元年度～平成6年度)		
平成	元 4	下水道使用料に3%の消費税を賦課する。	
	元 5	神田川流域の総合的な治水対策暫定計画を制定する。	東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会
	元 12	石神井川流域の総合的な治水対策暫定計画を制定する。	東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会
	2. 3	北町保育園他に貯留施設築造する。	〔 地下貯留槽 : 370 m ³ 貯留管φ1,200 mm、L=405 m 〕
	2. 5	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成2年5月17日2都市施調第87号)	野川排水区の執行年度を延伸する。 〔 面積 : 62.82 ha 人口 : 45,000 人 管渠延長 : 53,730 m 事業費 : 4,216,524 千円 執行年度 : 昭和47年4月1日 ~平成8年3月31日 〕

元号	年月	沿 革	備 考														
平成	8. 1	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成8年1月25日7都市施第215号)	野川排水区の執行年度を延伸する。 <table border="1"> <tr> <td>面 積</td> <td>: 262.82 ha</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>: 45,000 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>: 53,730 m</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>: 4,351,349 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度</td> <td>: 昭和47年4月1日 ～平成13年3月31日</td> </tr> </table>	面 積	: 262.82 ha	人 口	: 45,000 人	管渠延長	: 53,730 m	事 業 費	: 4,351,349 千円	執行年度	: 昭和47年4月1日 ～平成13年3月31日				
面 積	: 262.82 ha																
人 口	: 45,000 人																
管渠延長	: 53,730 m																
事 業 費	: 4,351,349 千円																
執行年度	: 昭和47年4月1日 ～平成13年3月31日																
	8. 2		第八次下水道整備7ヵ年計画を策定する。 (平成8年度～平成14年度)														
	8. 4	武蔵野市雨水流出抑制施設設置要綱及び武蔵野市雨水流出抑制施設技術指針を制定する。															
	8. 5	「井の頭污水圧送幹線建設に係る協定」を締結する。 (平成8年5月8日)	神田川排水区の污水処理を落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターへ切り替えるため、「井の頭污水圧送幹線建設に関する協定」を締結する。														
	9. 4	下水道使用料を改定する。 受益者負担金制度を廃止する。	従量逓増制及び消費税率を5%に変更する。														
	9. 5		多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画が変更される。 (平成9年5月9日9都市施第42号)														
	10. 6	井の頭污水圧送管切替工事に着手する。															
	10. 9	「武蔵野市・三鷹両市境界の使用料徴収及び維持管理協定」を締結する。 (平成10年9月21日)															
	10. 12	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成10年12月21日10都市施第205号)	石神井川排水区の面積の変更及び執行年度を延伸する。 <table border="1"> <tr> <td>面 積(汚水)</td> <td>: 90 ha</td> </tr> <tr> <td>(雨水)</td> <td>: 68 ha</td> </tr> <tr> <td>人 口</td> <td>: 18,000 人</td> </tr> <tr> <td>管渠延長(汚水)</td> <td>: 1,250 m</td> </tr> <tr> <td>(雨水)</td> <td>: 990 m</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>: 2,178,141 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度</td> <td>: 昭和51年4月1日 ～平成16年3月31日</td> </tr> </table>	面 積(汚水)	: 90 ha	(雨水)	: 68 ha	人 口	: 18,000 人	管渠延長(汚水)	: 1,250 m	(雨水)	: 990 m	事 業 費	: 2,178,141 千円	執行年度	: 昭和51年4月1日 ～平成16年3月31日
面 積(汚水)	: 90 ha																
(雨水)	: 68 ha																
人 口	: 18,000 人																
管渠延長(汚水)	: 1,250 m																
(雨水)	: 990 m																
事 業 費	: 2,178,141 千円																
執行年度	: 昭和51年4月1日 ～平成16年3月31日																
	11. 2	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (平成11年2月28日10都市施第322号)	石神井川排水区の面積の変更及び執行年度を延伸する。 <table border="1"> <tr> <td>面 積(合流)</td> <td>: 1,010 ha</td> </tr> <tr> <td>(汚水)</td> <td>: 90 ha</td> </tr> <tr> <td>(雨水)</td> <td>: 68 ha</td> </tr> <tr> <td>管 渠 延 長</td> <td>: 247,020 m</td> </tr> <tr> <td>事 業 費</td> <td>: 15,950,577 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度</td> <td>: 昭和32年11月25日 ～平成16年3月31日</td> </tr> </table>	面 積(合流)	: 1,010 ha	(汚水)	: 90 ha	(雨水)	: 68 ha	管 渠 延 長	: 247,020 m	事 業 費	: 15,950,577 千円	執行年度	: 昭和32年11月25日 ～平成16年3月31日		
面 積(合流)	: 1,010 ha																
(汚水)	: 90 ha																
(雨水)	: 68 ha																
管 渠 延 長	: 247,020 m																
事 業 費	: 15,950,577 千円																
執行年度	: 昭和32年11月25日 ～平成16年3月31日																

元号	年月	沿 革	備 考
平成	12. 1	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成12年1月24日11都市施第299号)	野川排水区の面積の変更及び執行年度を延伸する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面 積 : 256 ha 人 口 : 45,000 人 管渠延長 : 2,241 m 事 業 費 : 4,947,517 千円 執 行 年 度 : 昭和47年4月1日 ~平成18年3月31日 </div>
	12. 2	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成12年2月15日建設省東都下公第1号)	武蔵野第一処理区的面積の変更及び執行年度を延伸する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面 積 : 727 ha 人 口 : 125,000 人 管渠延長 : 12,730 m 事 業 費 : 9,952,000 千円 執 行 年 度 : 昭和27年4月1日 ~平成18年3月31日 </div>
	12. 2	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (平成12年2月28日11都市施第335号)	武蔵野第一、第二処理区的面積の変更及び執行年度を延伸する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面 積 (合流) : 983 ha (汚水) : 90 ha (雨水) : 68 ha 管 渠 延 長 : 9,090 m 事 業 費 : 17,077,632 千円 執 行 年 度 : 昭和32年11月25日 ~平成18年3月31日 </div>
	12. 6	武蔵野市都市マスタープラン策定する。	
	13. 3	「水質検査業務の共同実施に関する協定」を締結する。 (平成13年3月12日)	都流域下水道本部と10市(武蔵野市、小金井市、小平市、東村山市、田無市、保谷市、東久留米市、清瀬市、東久留米市、東大和市、武蔵村山市)
	13. 8	「合流改善施設(ろ過スクリーン)に関する確認」を締結する。	流域下水道野川第一幹線にろ過スクリーンを設置するものである。(都流域下水道本部と武蔵野市、三鷹市、小金井市)
	14. 4	組織改正により都市整備部下水道課となる。	
	15. 2		第九次下水道整備5ヵ年計画を策定する。 (平成15年度~平成19年度)
	15. 8	東京都と武蔵野市における公共下水道の暫定利用に関する事務取扱について受理される。 (平成15年8月26日)	
	16. 2	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成16年2月17日15都市施第1100号)	石神井川排水区の計画汚水量の変更及び執行年度を延伸する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面 積 (汚水) : 90 ha (雨水) : 68 ha 人 口 : 18,000 人 管渠延長 (汚水) : 1,250 m (雨水) : 990 m 事 業 費 : 2,195,847 千円 執 行 年 度 : 昭和51年4月1日 ~平成18年3月31日 </div>

元号	年月	沿 革	備 考															
平成	16. 3	武蔵野市と三鷹市との間の公共下水道事業の委託に関する事務の変更を行う。(届出) (平成16年3月26日)	武蔵野市長と三鷹市長は、東京都知事に対して井の頭污水圧送幹線切替工事完了に伴い、神田川排水区の汚水の流入先を落合水再生センターから森ヶ崎水再生センターに変更する。															
	16. 4		神田川排水区の汚水の森ヶ崎水再生センターへの流入が開始する。															
	16. 10	「既設井の頭污水圧送幹線撤去に係る実施協定」を締結する。 (平成16年10月6日)	武蔵野市と三鷹市との間の公共下水道事業の委託に関する規約付属協定書(昭和44年2月3日)第7条に基づき協定を締結する。															
	16. 12	第4期基本計画・長期計画が策定される。 (平成17年度～26年度)																
	16. 12	井の頭污水圧送管切替工事が完成する。																
	17. 7	神田川排水区第2吐口の合流式下水道改善工事に着手する。																
	17. 9	過去に例の無い時間雨量95.5mmを記録する。 (平成17年9月4日)																
	17. 12	公共下水道耐震化工事に着手する。																
	18. 3	森ヶ崎水再生センター関連建設負担金を一括精算する。	1,718,000千円(区部流入分1,469,000千円、多摩川流域分249,000千円)															
	18. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成18年3月24日17都市基施第712号)	武蔵野第一処理区の合流改善計画の策定及び執行年度を延伸する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>面積</td><td>: 727 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 125,000 人</td></tr> <tr><td>管渠延長</td><td>: 12,730 m</td></tr> <tr><td>貯留管</td><td>: 1,500 m³</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 12,155,000 千円</td></tr> <tr><td></td><td>: 昭和27年4月1日</td></tr> <tr><td></td><td>: ~平成23年3月31日</td></tr> </table>	面積	: 727 ha	人口	: 125,000 人	管渠延長	: 12,730 m	貯留管	: 1,500 m ³	事業費	: 12,155,000 千円		: 昭和27年4月1日		: ~平成23年3月31日	
	面積	: 727 ha																
	人口	: 125,000 人																
管渠延長	: 12,730 m																	
貯留管	: 1,500 m ³																	
事業費	: 12,155,000 千円																	
	: 昭和27年4月1日																	
	: ~平成23年3月31日																	
18. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成18年3月24日17都市基施第717号)	武蔵野第二処理区の計画処理人口、計画汚水量、計画汚濁負荷量の変更及び執行年度を延伸する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>面積</td><td>: 256 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 47,400 人</td></tr> <tr><td>管渠延長</td><td>: 2,241 m</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 5,350,777 千円</td></tr> <tr><td>執行年度</td><td>: 昭和47年4月1日</td></tr> <tr><td></td><td>: ~平成23年3月31日</td></tr> </table>	面積	: 256 ha	人口	: 47,400 人	管渠延長	: 2,241 m	事業費	: 5,350,777 千円	執行年度	: 昭和47年4月1日		: ~平成23年3月31日				
面積	: 256 ha																	
人口	: 47,400 人																	
管渠延長	: 2,241 m																	
事業費	: 5,350,777 千円																	
執行年度	: 昭和47年4月1日																	
	: ~平成23年3月31日																	
18. 3	武蔵野市下水道事業計画の変更認可を得る。 (平成18年3月24日17都市基施第713号)	武蔵野第三処理区の計画汚水量の変更及び執行年度を延伸をする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>面積(汚水)</td><td>: 90 ha</td></tr> <tr><td>(雨水)</td><td>: 68 ha</td></tr> <tr><td>人口</td><td>: 15,200 人</td></tr> <tr><td>管渠延長(汚水)</td><td>: 1,250 m</td></tr> <tr><td>(雨水)</td><td>: 990 m</td></tr> <tr><td>事業費</td><td>: 3,496,580 千円</td></tr> <tr><td>執行年度</td><td>: 昭和51年4月1日</td></tr> <tr><td></td><td>: ~平成23年3月31日</td></tr> </table>	面積(汚水)	: 90 ha	(雨水)	: 68 ha	人口	: 15,200 人	管渠延長(汚水)	: 1,250 m	(雨水)	: 990 m	事業費	: 3,496,580 千円	執行年度	: 昭和51年4月1日		: ~平成23年3月31日
面積(汚水)	: 90 ha																	
(雨水)	: 68 ha																	
人口	: 15,200 人																	
管渠延長(汚水)	: 1,250 m																	
(雨水)	: 990 m																	
事業費	: 3,496,580 千円																	
執行年度	: 昭和51年4月1日																	
	: ~平成23年3月31日																	

元号	年月	沿 革	備 考												
平成	18. 3	武蔵野都市計画下水道を変更する。 (平成18年3月24日17都市基施第721号)	<p>執行年度を延伸する。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積 (合流) :</td> <td>983 ha</td> </tr> <tr> <td>(汚水) :</td> <td>90 ha</td> </tr> <tr> <td>(雨水) :</td> <td>68 ha</td> </tr> <tr> <td>管渠延長 :</td> <td>9,090 m</td> </tr> <tr> <td>事業費 :</td> <td>21,002,357 千円</td> </tr> <tr> <td>執行年度 :</td> <td>昭和32年11月25日 ～平成23年3月31日</td> </tr> </table>	面積 (合流) :	983 ha	(汚水) :	90 ha	(雨水) :	68 ha	管渠延長 :	9,090 m	事業費 :	21,002,357 千円	執行年度 :	昭和32年11月25日 ～平成23年3月31日
面積 (合流) :	983 ha														
(汚水) :	90 ha														
(雨水) :	68 ha														
管渠延長 :	9,090 m														
事業費 :	21,002,357 千円														
執行年度 :	昭和32年11月25日 ～平成23年3月31日														
	18. 8	浸水対策事業（雨水浸透貯留施設設置）に着手する。													
	20. 3	吉祥寺ポンプ場の解体作業が完了する。													
	21. 3	武蔵野市下水道総合計画を策定する。													
	21. 7		多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画が変更される。 (平成21年7月15日21都市基調第395号)												
	21. 8	雨水管への汚水誤接合についてのプレス発表を行う。													

武蔵野市の下水道

編 集 武蔵野市 都市整備部 下水道課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28
TEL0422-60-1867

編集年月 平成 22 年 3 月
